

# 第18回

# 坂井郡四町合併協議会

# 会議資料



日 時：平成17年 9 月22日(木)  
午後1時 ~

場 所：丸岡町 いきいきプラザ霞の郷  
多目的ホール

坂井郡四町合併協議会

# 会議次第

1 開会あいさつ

2 講演 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授 三好勝則氏

3 会議録署名委員の指名

4 議題

## 報告事項

報告第 34 号	坂井郡四町合併協議会委員の変更について	1
報告第 35 号	市町の廃置分合に係る告示について	3
報告第 36 号	第 17 回協議会の協議結果の確認	5
報告第 37 号	事務事業調整報告（第 4 回）について	6

## 協議事項

協議第 53 号	手数料・使用料の取扱いについて	21
協議第 54 号	国民健康保健事業の取扱いについて	53
協議第 55 号	地域自治区について	56

5 その他

6 閉会

報告第34号

坂井郡四町合併協議会委員の変更について

坂井郡四町合併協議会委員を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
丸岡町 議 長	釣 部 勝 義	酒 井 英 夫	17.9.5

## 坂井郡四町合併協議会委員名簿

区 分	氏 名	町 名	委員区分	規約根拠条文
会 長	坂本 憲男	三 国 町	町長	第 6 条第 1 項
副会長	林田 恒正	丸 岡 町	町長	第 6 条第 1 項
副会長	渡邊 一成	春 江 町	町長	第 6 条第 1 項
副会長	伊藤 平一郎	坂 井 町	町長	第 6 条第 1 項
委 員	中島 弘	三 国 町	議長	第 7 条第 1 項第 2 号
	下迫 一美		議員	
	井黒 虎子男		学識経験者	第 7 条第 1 項第 3 号
	古道 豊			
	新郷 りう子			
	酒井 英夫	丸 岡 町	議長	第 7 条第 1 項第 2 号
	前川 重雄		議員	
	大西 明道		学識経験者	第 7 条第 1 項第 3 号
	坪田 榮美子			
	中瀬 輝雄			
	富田 康彦	春 江 町	議長	第 7 条第 1 項第 2 号
	青柳 裕		議員	
	齊藤 繁之助		学識経験者	第 7 条第 1 項第 3 号
	瀧崎 暁子			
	林 逸男			
	岡本 正義	坂 井 町	議長	第 7 条第 1 項第 2 号
	伊藤 聖一		議員	
	大島 武夫		学識経験者	第 7 条第 1 項第 3 号
	堂越 茂規			
	半田 とみ子			
岩田 俊一	福井県職員	総務部市町村課長	第 7 条第 2 項	

(平成 17 年 9 月 5 日現在)

報告第35号

市町の廃置分合に係る告示について

市町の廃置分合について、平成17年8月29日付けの官報で総務大臣告示があったので報告する。

平成17年9月22日提出

坂井郡四町合併協議会

会長 坂本 憲 男

告 示

○防衛庁告示第百五十四号  
水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十七年八月二十九日

防衛庁長官 大野 功統  
期 間 平成十七年九月十二日から同月十六日までの間。  
区 域 五島列島南方海面の次のアからイまでの四点を順次連結する線及びアの点と並びにその上空で海面から高度四、五七メートルまでの間。

ア 北緯三二度二〇分一二秒  
東経二二九度〇九分五二秒

イ 北緯三二度四七分一二秒  
東経二二九度〇九分五二秒

ウ 北緯三二度四七分一二秒  
東経二二八度四五分五二秒

エ 北緯三二度二〇分一二秒  
東経二二八度四五分五二秒

訓練時間 ○八〇〇から一七〇〇まで

その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百五十五号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成十七年八月二十九日

防衛庁長官 大野 功統

日時 平成十七年九月十二日から同月十六日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇までの間、九州北方の次のアからイまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とイの地点を結んだ線により囲まれる区域

ア 北緯三四度四三分三二秒  
東経一三〇度五二分〇一秒

イ 北緯三四度〇八分五二秒  
東経一三〇度二九分〇一秒

ウ 北緯三四度一六分五七秒  
東経一三〇度一一分三七秒  
エ 北緯三四度五一分一〇秒  
東経一三〇度三五分〇六秒

航空機 二機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。  
○総務省告示第九百九十三号  
町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、遠田郡小牛田町及び同郡南郷町を廃し、その区域をもって同郡美里町を設置する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百九十四号  
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、気仙沼市及び本吉郡唐桑町を廃し、その区域をもって気仙沼市を設置する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百九十五号  
市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、大野郡和泉村を廃し、その区域を大野市に編入する旨、福井県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十一月七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百九十六号  
市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、足羽郡美山町、丹生郡越前村及び同郡清水町を廃し、その区域を福井市に編入する旨、福井県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年二月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百九十七号  
町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、吉田郡松岡町、同郡永平寺町及び同郡上志比村を廃し、その区域をもって同郡永平寺町を設置する旨、福井県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年二月十三日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百九十八号  
町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、遠敷郡名田庄村及び大飯郡大飯町を廃し、その区域をもっておおい町を設置することに伴い、福井県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月三日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百九十九号  
郡の区域決定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、遠敷郡名田庄村及び大飯郡大飯町を廃し、その区域をそれぞれおおい町を設置することに伴い、同法第二百五十九條第三項の規定により、同町の属すべき郡の区域を大飯郡とする旨、福井県知事から届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月三日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第千号  
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町及び同郡坂井町を廃し、その区域をもって坂井市を設置する旨、福井県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十日からの効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第千二号  
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町及び同郡財田町を廃し、その区域をそれぞれ三豊市を設置する旨、香川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年一月一日からの効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第千三号  
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、香川県香川町を廃し、その区域を高松市に編入する旨、香川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年一月十日からの効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第千四号  
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、香川県香川町を廃し、その区域を高松市に編入する旨、香川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年一月十日からの効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月二十九日  
総務大臣 麻生 太郎

第17回協議会の協議結果

協議番号	協議事項	主な内容
協議第52号	新市の市章について	<p>継続協議とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募結果(1,178点、630人)</li> <li>・第1次選考を県デザインセンターへ依頼し30作品を選定した。</li> <li>・アドバイザーより基本的な事項について指導・助言を受け第2次選定を実施し、5作品と予備3作品を選定した。</li> </ul> <p>(小委員会報告第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県章、他の市町村及び他の商標との類似検索を行い、予備を含めた8作品のうち3作品が類似性が高いと思われたため、県デザインセンターの意見を求めながら協議した結果、3作品の提案は見送り5作品を協議会に提案することで了承した。</li> </ul> <p>(小委員会報告第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会で選定された5作品について協議され、投票により決定することで確認された。</li> <li>・投票の結果、福岡県在住の宝谷隆博さんの作品が最優秀賞に決定した。</li> </ul>
議案第14号	「坂井市」市章デザイン候補決定のための投票等要領	<p>原案のとおり承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「坂井市」市章デザイン候補決定のための投票及び開票作業についての要領。</li> </ul>

事務事業調整報告（第4回）

1. 一部事務組合の取扱い（第3回協議会で確認済み）について

確認内容 （抜粋）	一部事務組合等の取扱いについては、次の区分により調整する。 1. 合併の日の前日をもって三国町、丸岡町、春江町、坂井町が当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に参加する。 2. 合併の日の前日をもって解散し、新市に引き継ぐ。
--------------	---

具体的な調整案

一部事務組合の取扱いで確認されている以外のものについては、次のとおりとする。

（1）斎苑事業の施設使用料については、次のとおりとする。

	丸岡・春江・坂井広域斎苑組合				三国あわら斎苑組合			
		管内	準管内	管外		管内	準管内	管外
使用料	12才以上	10,000円	20,000円	80,000円	12才以上	10,000円	20,000円	40,000円
	12才未満	5,000円	10,000円	56,000円	12才未満	5,000円	10,000円	20,000円
	死胎	3,500円	7,000円	28,000円	産汚物等	1,000円	2,000円	4,000円
	その他	1,000円	2,000円	8,000円	待合室ロビー	無料	無料	無料
	待合室（2時間）	2,000円	4,000円	15,000円	待合室A（和） （2時間）	2,000円	4,000円	8,000円
	霊安室（1日）	2,000円	4,000円	10,000円	待合室B（洋大） （2時間）	2,000円	4,000円	8,000円
	献体（12才以上）	10,000円	20,000円	50,000円	待合室C（洋小） （2時間）	1,000円	2,000円	4,000円
	献体（12才未満）	5,000円	10,000円	35,000円				
	（管内）...丸岡町、春江町、坂井町の区域 （準管内）...三国町、あわら市の区域				（管内）...三国町、あわら市の区域 （準管内）...丸岡町、春江町、坂井町の区域			



## 2. 窓口業務の取扱い（第12回協議会で確認済み）について

### 具体的な調整案

窓口業務の取扱いで確認されている以外のものについては、次のとおりとする。

（1）窓口延長業務については、次のとおりとする。

毎週金曜日、4支所において、午後7時まで窓口業務を延長する。

延長事務については、戸籍、住民票、印鑑の証明書発行事務、印鑑登録事務及び税務証明とし、転出入、転居、臨時運行許可業務は行わない。

### 3. 公共施設の名称について

#### 具体的な調整案

公共施設の名称については、次のとおりとする。

(1) 公共施設の名称は、次の考え方に基づき合併時に変更する。

施設の名称は、現行の名称を新市に引き継ぐことを原則とする。ただし、町名「三国町」「丸岡町」「春江町」「坂井町」が付されているものは、「町」の文字を削除する。

民間等の施設と区別するような場合は、名称の頭に「坂井市立」を付すものとする。

現行において同じ目的の施設が複数ある場合に、名称に数字を使用し区別されている場合、新市における名称はできるだけ地域等をあらかず文字を付す。

現行において同じ目的の施設が複数ある場合に、名称に「東西南北等」を使用し区別されている場合、新市における名称はできるだけ地域等をあらかず文字を付す。(旧町での東西南北や中央の位置が、新市において同様に東西南北等の位置になるとは限らない。)

各町で名称が違うが、同様の施設については、新市において統一した名称を考慮する必要がある。

施設を建設したときの補助金の関係で、「勤労者」「就業改善」「環境改善」など市民に分かりにくい名称となっている施設については、制度が許せば、できるだけ分かりやすい名称に変更する。

施設を建設する際の補助事業の関係で、条例上の名称と俗称に違いのある場合は、次の取扱いとする。

ア まず、条例上の名称と俗称を統一できるかどうかを検討し、俗称で差し支えがないと判断できる場合は、新市における条例上の名称を俗称に変更する。

イ アにおいて、俗称に変更できない場合は、これまでどおり新市においても条例上の名称と俗称を設定する。この場合、俗称名も考慮する必要がある。

町営、町民、町立等が名称に付している場合、適切に考慮する。

その他混乱をまねく恐れのある名称は変更する。

(2) 公共施設の名称の変更は、別表のとおりとする。

公共施設名称

区 分	合 併 前	合 併 後
庁舎	三国町役場	坂井市役所三国庁舎
	丸岡町役場	坂井市役所丸岡庁舎
	春江町役場	坂井市役所春江庁舎
	坂井町役場庁舎	坂井市役所坂井庁舎
	坂井町役場・別館	坂井市役所・別館
	坂井町多目的研修集会施設	坂井市多目的研修集会施設
	坂井町防災センター	坂井市防災センター
小学校 中学校 幼稚園	町立三国南小学校	坂井市立三国南小学校
	町立三国北小学校	坂井市立三国北小学校
	町立雄島小学校	坂井市立雄島小学校
	町立加戸小学校	坂井市立加戸小学校
	町立三国西小学校	坂井市立三国西小学校
	平章小学校	坂井市立平章小学校
	長畝小学校	坂井市立長畝小学校
	高椋小学校	坂井市立高椋小学校
	鳴鹿小学校	坂井市立鳴鹿小学校
	磯部小学校	坂井市立磯部小学校
	竹田小学校	坂井市立竹田小学校
	明章小学校	坂井市立明章小学校
	春江小学校	坂井市立春江小学校
	春江小学校水泳プール	坂井市立春江小学校
	春江西小学校	坂井市立春江西小学校
	春江西小学校水泳プール	坂井市立春江西小学校
	大石小学校	坂井市立大石小学校
	大石小学校水泳プール	坂井市立大石小学校
	東十郷小学校	坂井市立東十郷小学校
	大関小学校	坂井市立大関小学校
	兵庫小学校	坂井市立兵庫小学校
	木部小学校	坂井市立木部小学校
	町立三国中学校	坂井市立三国中学校
	丸岡中学校	坂井市立丸岡中学校
	丸岡中学校竹田分校	坂井市立丸岡中学校竹田分校
		坂井市立丸岡南中学校
	春江中学校	坂井市立春江中学校
	坂井中学校	坂井市立坂井中学校
	町立三国南幼稚園	坂井市立三国南幼稚園

区 分	合 併 前	合 併 後
小学校 中学校 幼稚園	町立三国北幼稚園	坂井市立三国北幼稚園
	町立雄島幼稚園	坂井市立雄島幼稚園
	町立加戸幼稚園	坂井市立加戸幼稚園
	町立三国西幼稚園	坂井市立三国西幼稚園
	平章幼稚園(平章幼保園)	坂井市立平章幼稚園(平章幼保園)
	長畝幼稚園(長畝幼保園)	坂井市立長畝幼稚園(長畝幼保園)
	高棕幼稚園(高棕幼保園)	坂井市立高棕幼稚園(高棕幼保園)
	鳴鹿幼稚園	坂井市立鳴鹿幼稚園
	磯部幼稚園(磯部西幼保園)	坂井市立磯部幼稚園(磯部西幼保園)
	明章幼稚園	坂井市立明章幼稚園
	春江幼稚園	坂井市立春江幼稚園
	春江西幼稚園	坂井市立春江西幼稚園
	大石幼稚園	坂井市立大石幼稚園
	東十郷幼稚園	坂井市立東十郷幼稚園
	大関幼稚園	坂井市立大関幼稚園
	兵庫幼稚園	坂井市立兵庫幼稚園
	木部幼稚園	坂井市立木部幼稚園
保育所(園)	三国南保育所	坂井市立三国南保育所
	三国中央保育所	坂井市立三国中央保育所
	みくに未来保育所	坂井市立みくに未来保育所
	宿保育所	坂井市立宿保育所
	安島保育所	坂井市立安島保育所
	加戸保育所	坂井市立加戸保育所
	新保保育所	坂井市立新保保育所
	三国運動公園保育所	坂井市立三国運動公園保育所
	霞保育園(霞幼保園)	坂井市立霞保育所(霞幼保園)
	今福保育園(今福幼保園)	坂井市立今福保育所(今福幼保園)
	安田保育園(安田幼保園)	坂井市立安田保育所(安田幼保園)
	鳴鹿保育園(鳴鹿幼保園)	坂井市立鳴鹿保育所(鳴鹿幼保園)
	竹田保育園(竹田幼保園)	坂井市立竹田保育所(竹田幼保園)
	田町保育園(田町幼保園)	削除
	磯部保育園(磯部東幼保園)	坂井市立磯部保育所(磯部東幼保園)
	八ヶ保育園(八ヶ幼保園)	坂井市立八ヶ保育所(八ヶ幼保園)
	春江町第1保育所	坂井市立春江南保育所
	春江町第2保育所	坂井市立春江中保育所
	春江町第3保育所	坂井市立春江東保育所
春江町第4保育所	坂井市立春江北保育所	

区 分	合 併 前	合 併 後
保育所(園)	春江町第5保育所	坂井市立春江西保育所
	春江町第6保育所	坂井市立春江保育所
	坂井乳児保育所	坂井市立坂井乳児保育所
	坂井中央保育所	坂井市立坂井保育所
公民館 集会所等	中央公民館	三国公民館
	雄島公民館	雄島公民館
	加戸公民館	加戸公民館
	新保公民館	新保公民館
	浜四郷公民館	浜四郷公民館
	木部公民館	三国木部公民館
	東部公民館	三国東部公民館
	中央公民館	削除
	鳴鹿公民館(鳴鹿ふるさと会館)	鳴鹿公民館(鳴鹿ふるさと会館)
	鳴鹿第二公民館	鳴鹿第二公民館
	磯部公民館(磯部農村センター)	磯部公民館(磯部農村センター)
	高椋公民館 (丸岡町勤労青少年ホーム)	高椋公民館 (丸岡勤労青少年ホーム)
	高椋東部公民館	高椋東部公民館
	高椋西部公民館 (高椋西部農村センター)	高椋西部公民館 (高椋西部農村センター)
	丸岡公民館(城のまち会館)	丸岡公民館(城のまち会館)
	長畝公民館	長畝公民館
	長畝第二公民館	長畝第二公民館
	竹田公民館	竹田公民館
	鳴鹿ふるさと会館(鳴鹿公民館)	鳴鹿ふるさと会館(鳴鹿公民館)
	城のまち会館(丸岡公民館)	城のまち会館(丸岡公民館)
	いこいの家	いこいの家
	やすらぎの家	やすらぎの家
	つどいの家	つどいの家
	せせらぎの家	せせらぎの家
	ふれ愛の家	ふれ愛の家
	城北地区ふれあい会館	城北地区ふれあい会館
	北部集会所	丸岡北部集会所
	東部集会所	丸岡東部集会所
	新九頭竜町内公民館	新九頭竜町内公民館
	北町町内公民館	北町町内公民館
	霞町内公民館	霞町内公民館

区 分	合 併 前	合 併 後
公民館 集会所等	たつみ町内公民館	たつみ町内公民館
	猪爪生活改善センター	猪爪生活改善センター
	竹田コミュニティセンター	竹田コミュニティセンター
	西瓜屋ふれあい会館	西瓜屋ふれあい会館
	表児の米研修会館	表児の米研修会館
	かすみ会館	削除
	宇田、玄女生活改善センター	削除
	女形谷研修集会センター	削除
	山竹田研修集会センター	削除
	春江町公民館	春江南公民館
	春江町東部公民館 (春江町東部環境改善センター)	春江東公民館 (春江東部環境改善センター)
	春江町中部公民館 (春江町社会福社会館)	春江中公民館
	春江町北部公民館 (春江町就業改善センター)	大石公民館 (春江就業改善センター)
	春江町西部公民館 (春江町農村環境改善センター)	春江西公民館 (春江農村環境改善センター)
	春江町民研修センター	春江研修センター
	春江町働く婦人の家 (春江町勤労福社会館)	坂井市春江女性の家 (春江勤労福社会館)
	東十郷公民館	東十郷公民館
	坂井町木部公民館 (坂井町木部農村環境改善センター)	坂井木部公民館 (木部農村環境改善センター)
	兵庫公民館	兵庫公民館
	大関友遊館	大関友遊館(大関公民館)
坂井町町民研修センター	坂井研修センター	
児童館等	池上児童館	池上児童館
	キンダーホール三国	キンダーホール三国
	第一児童館	西瓜屋児童館
	坪江地区児童館	坪江地区児童館
	今市児童館	今市児童館
	城北児童館	城北児童館
	新九頭竜児童館	新九頭竜児童館
	春江町児童館	春江児童館
	兵庫児童館	兵庫児童館
	長屋児童館	長屋児童館

区 分	合 併 前	合 併 後
児童館等	大関児童館	大関児童館
	長畑児童館	長畑児童館
	坂井町児童センター	坂井児童センター
	西部児童館	坂井木部児童館
住宅、団地	立田団地	立田団地
	新緑ヶ丘団地	新緑ヶ丘団地
	三国東団地	三国東団地
	水居団地	水居団地
	松川住宅	松川住宅
	一本田新改良住宅 1 ~ 4 号館	一本田新改良団地(一本田新住宅)
	愛宕住宅	愛宕団地(愛宕住宅)
	愛宕住宅 1 ~ 4 号館	愛宕団地(愛宕住宅)
	霞ヶ丘住宅 6 ~ 9 号館	霞ヶ丘団地(霞ヶ丘住宅)
	春江町公営住宅・木造(中筋住宅)	中筋団地(中筋住宅)
	春江町公営住宅・鉄筋 2 棟 (改良住宅)	江留上大和団地 (江留上大和改良住宅)
	春江町公営住宅・鉄筋 1 棟 (改良住宅)	江留上昭和団地 (江留上昭和改良住宅)
	坂井町公営住宅	朝日団地(朝日住宅)
	体育施設	三国運動公園ゲートボール場
三国運動公園屋内温水プール (温水プール)		三国運動公園屋内温水プール
町営総合水泳場(町営プール)		三国水泳プール
三国町民体育館		三国体育館
臨海体育館		臨海体育館
木部公民館体育館		三国木部体育館(木部体育館)
新保体育館		新保体育館
加戸体育館		加戸体育館
町営グラウンド野球場(町営グラウンド)		三国グラウンド
三国運動公園野球場		三国運動公園野球場
三国運動公園陸上競技場		三国運動公園陸上競技場
三国運動公園多目的競技場		三国運動公園多目的競技場
三国町運動公園テニス場		三国運動公園テニス場
艇庫		三国艇庫
丸岡町民武道館		丸岡武道館
丸岡町民ゲートボール場及び夜間 照明施設		丸岡ゲートボール場

区 分	合 併 前	合 併 後
体育施設	長畝地区プール	長畝プール
	舟寄地区プール	舟寄プール
	今市地区プール	今市プール
	丸岡町民体育館	丸岡体育館
	丸岡町民第二体育館	丸岡今福体育館
	丸岡運動公園管理事務所	丸岡運動公園管理事務所
	丸岡運動公園グラウンド及び夜間照明施設	丸岡運動公園多目的グラウンド
	丸岡運動公園庭球場及び夜間照明施設	丸岡運動公園テニス場
	丸岡運動公園多目的屋内スポーツセンター(越前丸岡古城ドーム)	丸岡運動公園多目的屋内競技場(越前丸岡古城ドーム)
	丸岡中学校グラウンド及び夜間照明施設	丸岡中学校グラウンド
	屋内球技練習場	丸岡屋内球技練習場
	鳴鹿庭球場及び夜間照明施設	鳴鹿テニス場
	磯部庭球場及び夜間照明施設	磯部テニス場
	丸岡情報団地公園庭球場	丸岡情報団地公園テニス場
	まるおかスポーツランドサッカー場	丸岡スポーツランドサッカー場
	まるおかスポーツランド多目的グラウンド	丸岡スポーツランド多目的グラウンド
	まるおかスポーツランド合宿所	丸岡スポーツランド合宿所
	まるおかスポーツランドゲートボール場	丸岡スポーツランドゲートボール場
	まるおかスポーツランドフィットネスセンター	丸岡フィットネスセンター
	まるおかスポーツランド丸岡町B&G 海洋センター	丸岡 B&G 海洋センター
	春江町武道館	春江武道館
	春江町ゲートボール場	春江ゲートボール場
	春江町営水泳プール	春江水泳プール
	春江町体育センター	春江体育館
	春江町東部球技場	春江東グラウンド
	春江町北部球技場	春江北グラウンド
	春江町夜間照明施設	江留上公園グラウンド
	春江町営庭球場	春江テニス場



区 分	合 併 前	合 併 後
体育施設	春江町 B&G 海洋センター	春江 B&G 海洋センター
	坂井町武道館	坂井武道館
	坂井町立屋内スポーツセンター	坂井屋内スポーツセンター
	坂井中央公園ゲートボール場	東十郷中央公園ゲートボール場
	町民水泳プール	坂井水泳プール
	坂井農村教育文化体育施設 (坂井町体育センター)	坂井体育館
	坂井町勤労者運動場	坂井グラウンド
	坂井町清永運動場	清永グラウンド
	坂井中学校グラウンド及び夜間照明施設	坂井中学校グラウンド
	坂井中央公園多目的広場	東十郷中央公園グラウンド
	坂井中央公園テニスコート	東十郷中央公園テニス場
	駐車場等	東尋坊駐車場
三国海水浴場駐車場		三国サンセットビーチ駐車場
三国駅前駐車場		三国駅前駐車場
三国駅南駐車場		三国駅南駐車場
えっせる坂駐車場		えっせる坂駐車場
桜谷駐車場		桜谷駐車場
山上西駐車場		山上西駐車場
三国港駅前駐車場		三国港駅前駐車場
新保中央駐車場		新保中央駐車場
荒磯ふれあい公園駐車場		荒磯ふれあい公園駐車場
まちかど公園駐車場		丸岡まちかど公園駐車場
お天守前駐車場		お天守前駐車場
町営駐車場・京町		春江京町南駐車場
春江駅東駐輪場		JR 春江駅東駐輪場
春江駅前駐輪場		JR 春江駅駐車場
太郎丸駅駐輪場		太郎丸駅駐輪場
西春江駅駐輪場		西春江駅駐輪場
西長田駅駐輪場		西長田駅駐輪場
大関駅ポケットパーク		大関駅前ポケットパーク
丸岡駅南駐輪場		JR 丸岡駅南駐輪場
丸岡駅北駐輪場		JR 丸岡駅北駐輪場
丸岡駅南駐車場		JR 丸岡駅南駐車場
丸岡駅長畑駐車場		JR 丸岡駅長畑駐車場
丸岡駅西口駐車場		JR 丸岡駅西口駐車場

区 分	合 併 前	合 併 後
漁港	安島漁港	安島漁港
	崎漁港	崎漁港
	梶漁港	梶漁港
その他	勤労青少年ホーム	三国勤労青少年ホーム
	三国温泉ゆあぼ〜と	三国温泉ゆあぼ〜と
	町立希望園	三国希望園
	社会福祉センター	三国社会福祉センター
	いきいき交流会館	三国いきいき交流会館
	みくに龍翔館	みくに龍翔館
	みくに文化未来館	みくに文化未来館
	旧森田銀行本店	旧森田銀行本店
	旧岸名家	旧岸名家
	三国子育て支援センター	三国子育て支援センター
	三国運動公園健康管理センター	三国運動公園健康管理センター
	町立図書館	坂井市立三国図書館(みくに図書館)
	町立三国病院	坂井市立三国病院
	町立学校給食センター	坂井市立三国学校給食センター
	三国町上水道管理センター	三国上水道管理センター
	雨水ポンプ場	三国雨水ポンプ場
	丸岡町勤労青少年ホーム (高椋公民館)	丸岡勤労青少年ホーム (高椋公民館)
	ふれあい広場	霞ヶ城ふれあい広場
	いこいの広場	丸岡たけくらべいこいの広場
	丸岡町たけくらべ広場	丸岡たけくらべ広場
	丸岡城(霞ヶ城)	丸岡城(霞ヶ城)
	丸岡町霞ヶ城公園事務所	霞ヶ城公園事務所
	霞ヶ城公園無料休憩所	霞ヶ城公園無料休憩所
	丸岡町観光情報センター	丸岡観光情報センター
	丸岡町歴史民俗資料館	丸岡歴史民俗資料館
	丸岡町総合福祉保健センター	丸岡総合福祉保健センター
	丸岡町保健センター	丸岡保健センター
	丸岡町民図書館	坂井市立丸岡図書館 (まるおか図書館)
	丸岡町農村婦人の家	丸岡婦人の家
	磯部農村センター(磯部公民館)	磯部農村センター(磯部公民館)
	高椋西部農村センター (高椋西部公民館)	高椋西部農村センター (高椋西部公民館)

区分	合併前	合併後	
その他	竹田地区農業集落排水処理施設	竹田農業集落排水処理施設	
	(丸岡・春江・坂井広域斎苑組合)	坂井市赤坂聖苑	
	春江町連合青年団事務所	廃止	
	百合荘	ゆり荘	
	文化の森・YURI 文化情報交流館 (ハートピア春江)	文化の森・YURI 文化情報交流館 (ハートピア春江)	
	ゆりの里公園(ユリーム春江)	ゆりの里公園(ユリーム春江)	
	春江町創作室	春江陶芸工房	
	春江町中小企業センター	春江中小企業センター	
	春江町東部環境改善センター (春江町東部公民館)	春江東部環境改善センター (春江東公民館)	
	春江町社会福社会館 (春江町中部公民館)	春江中公民館	
	春江町就業改善センター (春江町北部公民館)	春江就業改善センター (大石公民館)	
	春江町農村環境改善センター (春江町西部公民館)	春江農村環境改善センター (春江西公民館)	
	春江町勤労福社会館 (春江町働く婦人の家)	春江勤労福社会館 (坂井市春江女性の家)	
	春江町保健センター	春江保健センター	
	春江町立図書館(はるえ図書館)	坂井市立春江図書館(はるえ図書館)	
	(春江・坂井町学校給食センター組 合)	坂井市立春江・坂井学校給食センター	
	春江町上水道事業施設	春江上水道管理センター	
	針原地区農業集落排水処理施設	春江針原農業集落排水処理施設	
	北部地区農業集落排水処理施設	春江北部農業集落排水処理施設	
	坂井町地域交流センター(いねす)	坂井地域交流センター(いねす)	
	坂井町就業改善センター (坂井町大関公民館)	坂井就業改善センター	
	坂井町木部農村環境改善センター (坂井町木部公民館)	木部農村環境改善センター (坂井木部公民館)	
	坂井町保健センター	坂井保健センター	
	坂井町健康増進センター	坂井健康増進センター	
	坂井町立図書館	坂井市立坂井図書館(さかい図書館)	
	公園	中央公園	三国中央公園
		味坂公園	味坂公園
桜谷公園		桜谷公園	

区 分	合 併 前	合 併 後
公園	滝谷公園	滝谷公園
	新保緑園公園	新保緑園公園
	真砂山公園	真砂山公園
	中元公園	中元公園
	三国運動公園	三国運動公園
	米ヶ脇公園	米ヶ脇公園
	岩崎公園	岩崎公園
	団地 1 号公園	青空第 1 公園
	団地 2 号公園	青空第 2 公園
	団地 3 号公園	青空第 3 公園
	西谷公園	西谷公園
	松原公園	松原公園
	代官山公園	代官山公園
	今新公園	今新公園
	氷川公園	氷川公園
	三国東みなみ公園	三国東みなみ公園
	新宿みなみ公園	新宿みなみ公園
	宿公園	宿公園
	新宿なか公園	新宿なか公園
	三国東きた公園	三国東きた公園
	新宿きた公園	新宿きた公園
	四日市公園	四日市公園
	三国東なか公園	三国東なか公園
	パープルタウン 1 号公園	パープルタウン第 1 公園
	パープルタウン 2 号公園	パープルタウン第 2 公園
	海浜自然公園	海浜自然公園
	新保ふるさと小公園	新保ふるさと小公園
	出世山古墳公園	出世山古墳公園
	東尋坊ふれあい公園	東尋坊ふれあい公園
	荒磯ふれあい公園	荒磯ふれあい公園
	霞ヶ城公園	霞ヶ城公園
	霞ヶ丘公園	霞ヶ丘公園
	西部第 1 公園	一本田公園
	西部第 3 公園	丸岡朝陽公園
	南部第 1 公園	西瓜屋公園
	東陽公園	東陽公園
	今福公園	今福公園

区 分	合 併 前	合 併 後
公園	城北第 1 公園	城北第 1 公園
	城北第 2 公園	城北第 2 公園
	丸岡運動公園	丸岡運動公園
	寅国公園	寅国公園
	北横地公園	北横地公園
	丸岡情報団地公園	丸岡情報団地公園
	旭公園	江留上旭公園
	江良栗公園(新町公園)	新町公園
	江留下公園	江留下公園
	亀ヶ久保公園	亀ヶ久保公園
	中筋第 1 公園	中筋第 1 公園
	中筋第 2 公園	中筋第 2 公園
	江留上公園	江留上公園
	中央公園	春江中央公園
	昭和公園	昭和公園
	中筋第 3 公園	中筋第 3 公園
	春日野第 1 公園	春日野第 1 公園
	春日野第 2 公園	春日野第 2 公園
	日の出公園	日の出公園
	高江京町公園	高江京町公園
	西太郎丸矢島公園	西太郎丸矢島公園
	境公園	境公園
	上小森室町公園	上小森室町公園
	金剛寺美幸公園	金剛寺美幸公園
	為国公園	為国公園
	沖布目豊島公園	沖布目豊島公園
	藤鷲塚公園	藤鷲塚公園
	江留中公園	江留中第 1 公園
	江留中第 2 公園	江留中第 2 公園
	西長田木船公園	西長田木船公園
	田端公園	田端公園
	本堂公園	本堂公園
	江留中第 3 公園	江留中第 3 公園
緑公園	緑公園	
三ツ屋公園	三ツ屋公園	
平成公園	平成公園	
いちい野北公園	いちい野北公園	

区 分	合 併 前	合 併 後
公園	西太郎丸公園	西太郎丸公園
	いちい野公園	いちい野公園
	J R 駅前公園	J R 春江駅前公園
	西部公園	福町公園
	いちい野中央公園	いちい野中央公園
	大和公園	境大和公園
	文化の森公園	文化の森公園
	新庄第 1 公園	新庄第 1 公園
	新庄第 2 公園	新庄第 2 公園
	朝日公園	朝日公園
	新福島公園	新福島公園
	北宮領公園	北宮領公園
	宮領公園	宮領公園
	坂井中央公園	東十郷中央公園
	ふれあい公園	東荒井公園
	坂井西部公園	木部ふれあい公園

協議第53号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年 9 月22日 提出

坂井郡四町合併協議会

会 長 坂 本 憲 男

## 施設使用料の考え方

### 【協定項目確認内容】(第10回合併協議会で確認)

公共施設等使用料については、次のとおり調整する。

1. 同一又は同種の施設使用料については、合併時に統一するよう調整する。
2. 独自の施設使用料については、原則として現行のとおりとする。

### 【基本的な考え方】

住民負担の公平性を図る。

受益者負担を原則とする。

定期的な見直しを行う。

負担の公平性と管理運営の改善努力を見極めるため、見直しを図る。

負担の急激な上昇を伴う改定は行わない。

改定率の上限を設定し、利用者の急激な負担増は避ける。

使用料は、各施設の人件費を除く維持費相当分を基準とする。

### 【具体的設定方法】

#### 社会福社会館

施設の設置目的、利用者層の違いから現行料金とした。ただし、三国町の社会福祉センターの大ホールについては、文化会館施設の大ホールとの整合性を勘案して料金設定を行った。

冷暖房の使用料については、部屋等の広さにより通常の使用料金の5割増、3割増の料金を設定した。

#### 児童福祉施設

独自の使用目的であるため、現行料金とした。

#### 温泉施設

三国町のゆあば～との現行料金を基に、高齢者、身障者に配慮し、料金を統一した。ただし、丸岡町の総合福祉保健センター温泉施設での回数券利用については市内居住者のみとした。

#### 農業振興施設

原則、独自の施設であるため現行料金を引き継いだ。ゆりの里公園施設については、維持費を考慮し、地域交流センターと料金を統一した。

冷暖房の使用料については、部屋等の広さにより通常の使用料金の5割増、3割増の料金を設定した。

#### 観光文化施設

独自の施設であるため現行料金を引き継いだ。

#### 研修集会施設

公民館の算定根拠に準じ、使用料を算定した。

#### 公民館施設

各町の公民館施設の年間維持費より人件費分を除いた維持費用を年間開館可能時間で割り返し、1時間当たりのコストを算出した。これを基に部屋の広さ及び利用時間帯ごとに料金を設定した。

冷暖房の使用料については、通常の使用料金に3割増の料金に統一した。

### 【設定基準】

室名	使用料			
	午前 8:30～12:30	午後 12:30～17:00	夜間 17:00～21:30	全日 8:30～21:30
会議室(～50㎡)	600円	600円	600円	1,800円
会議室(51㎡～)	700円	700円	700円	2,100円
調理室	800円	800円	800円	2,400円
ホール(～300㎡)	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円
ホール(301㎡～)	2,300円	2,300円	2,300円	6,900円



## 文化会館施設

施設の規模、仕様に相違があるため、現行料金を引き継いだ。

冷暖房の使用料については、部屋等の広さにより通常の使用料金の 5 割増、4 割増、3 割増の料金を設定した。

## 学校施設

体育施設の算定根拠に準じ、料金を算定した。

## 体育施設

### 1) 体育館

バドミントンコートを広さの基準とし、単価を統一した。これに基づき各体育館等の広さを勘案して 1 時間当たりの使用料金を設定した。照明代は使用料金に含むこととした。

### 2) グラウンド

ソフトボールコートを広さの基準とし、単価を統一した。これに基づき各グラウンドの広さを勘案して 1 時間当たりの使用料金を設定した。また夜間照明代については、維持費（電気代）の実績を踏まえ単価（90 分 2,000 円）統一を図り、各施設毎の照度（電球数）を勘案し、1 時間当たりの使用料金を設定した。

### 3) テニスコート

コート 1 面を広さの基準とし、1 時間当たりの単価を統一した。また、照明代については、グラウンド照明を参考に料金設定をした。

### 4) ゲートボール場

屋内、屋外を区分し各 1 面の広さの基準とし、1 時間当たりの単価を統一した。また、照明代については、維持費の実績を踏まえ現行料金を参考にして料金を設定した。

### 5) 球技場

専用球技場については、現行料金を引き継ぎ、多目的に使用する球技場については、グラウンド算定根拠に準じ、使用料を算定した。

### 6) プール

各施設の管理体制に相違があるので、現行料金を引き継いだ。

### 7) 武道館

柔道、剣道等の 1 面を広さの基準とし、1 時間当たりの単価を統一した。

### 8) キャンプ施設

施設の内容に著しい相違があるため、現行料金を引き継いだ。

### 9) フィットネス施設・艇庫施設

独自の施設であるため現行料金を引き継いだ。

## 市外者の取扱い

原則として、市外者は市内在住又は坂井市内に勤務する者以外の者とし、左記に該当する者が使用する場合には通常使用料の 2 倍に相当する額を使用料とした。

## 【設定基準】

施設	基準	使用料
体育館等	バドミントンコート 1 面	100 円 / 1 時間
グラウンド	ソフトボール 1 面	500 円 / 1 時間
	ソフトボール（照明有）1 面	2,800 円 / 1.5 時間
テニスコート	屋外 1 面	400 円 / 1 時間
	屋外（照明有）1 面	600 円 / 1 時間
ゲートボール場	屋内 1 面	300 円 / 1 時間
	屋外 1 面	200 円 / 1 時間
	屋内（照明有）1 面	400 円 / 1 時間
	屋外（照明有）1 面	400 円 / 1 時間
武道館	1 面	300 円 / 1 時間

区分	合併前				合併後				
社会福祉施設	●社会福祉センター等施設 【三国町】 【社会福祉センター等施設使用料】 (単位:円)				●三国社会福祉センター 【三国町】 【社会福祉センター施設】 (単位:円)				
	区分	使用料			区分	使用料			備考
	階別	室名	8:30~17:00	17:00~21:30	全日	備考			
	1階	第1和室	2,000	3,000	3,500				
		第2和室	1,500	2,000	2,500				
		第3和室	1,500	2,500	3,000				
		結婚式場	3,000						
		第1会議室	1,500	2,500	3,000				
		第2会議室	3,000	4,500	6,000				
		第3会議室	1,500	2,500	3,000				
		写真室	1,500	2,500	3,000				
		相談室	1,500	2,500	3,000				
		中会議室	3,000	4,500	6,000				
		研修室	1,500	2,500	3,000				
		2階	大会議室	6,000	9,000	12,000			
	第1応接室		2,000	3,000	4,000				
	第2応接室		1,500	2,500	3,000				
	3階	中会議室	3,000	4,500	6,000				
		研修室	1,500	2,500	3,000				
	大ホール		15,000	22,500	30,000	会議使用時			
			30,000	45,000	60,000	演劇使用時			
	ピアノ		1回につき		3,000				
	エレクトーン		1回につき		3,000				
	金屏風		1回につき		3,000				
	備考 1 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料は、入場税法により入場税を免除された場合及び非課税の場合を除くほか、当該基本使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。 (1) 入場料が1,000円未満のとき 20% (2) 入場料が1,000円以上1,500円未満のとき 40% (3) 入場料が1,500円以上2,000円未満のとき 60% (4) 入場料が2,000円以上3,000円未満のとき 80% (5) 入場料が3,000円以上のとき 100%								
	2 営利、営業、宣伝その他これに類する目的のために使用する場合(入場料を徴収する場合を除く。)の使用料は、当該基本使用料の30%に相当する額を加算する。								
	3 町外居住者が使用する場合の使用料は当該基本使用料の100%に相当する額を加算する。ただし、結婚式に使用する場合は、当該基本使用料の300%に相当する額を加算する。								
	4 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、当該基本使用料の30%に相当する額を加算する。								
	5 準備、練習等のため舞台のみを使用する場合の使用料は、ホールの基本使用料の30%に相当する額とする。								
	6 上記使用料には消費税を含む。								
	1階	第1和室	2,000	3,000	3,500				
		第2和室	1,500	2,000	2,500				
		第3和室	1,500	2,500	3,000				
		結婚式場	3,000						
		第1会議室	1,500	2,500	3,000				
		第2会議室	3,000	4,500	6,000				
		第3会議室	1,500	2,500	3,000				
		写真室	1,500	2,500	3,000				
		相談室	1,500	2,500	3,000				
		中会議室	3,000	4,500	6,000				
		研修室	1,500	2,500	3,000				
		2階	大会議室	6,000	9,000	12,000			
	第1応接室		2,000	3,000	4,000				
	第2応接室		1,500	2,500	3,000				
	3階	中会議室	3,000	4,500	6,000				
		研修室	1,500	2,500	3,000				
	大ホール		15,000	22,500	30,000	会議使用時			
			30,000	45,000	60,000	演劇使用時			
	ピアノ		1回につき		3,000				
	エレクトーン		1回につき		3,000				
	金屏風		1回につき		3,000				
	備考 1 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料は、入場税法により入場税を免除された場合及び非課税の場合を除くほか、当該基本使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。 (1) 入場料が1,000円未満のとき 20% (2) 入場料が1,000円以上1,500円未満のとき 40% (3) 入場料が1,500円以上2,000円未満のとき 60% (4) 入場料が2,000円以上3,000円未満のとき 80% (5) 入場料が3,000円以上のとき 100%								
	2 営利、営業、宣伝その他これに類する目的のために使用する場合(入場料を徴収する場合を除く。)の使用料は、当該基本使用料の30%に相当する額を加算する。								
	3 市外居住者が使用する場合の使用料は当該基本使用料の100%に相当する額を加算する。								
	4 冷房又は暖房の設備を利用する場合の使用料は、当該基本使用料に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 ア 大ホール 50% イ その他の部屋 30%								
	5 準備、練習等のため舞台のみを使用する場合の使用料は、ホールの基本使用料の30%に相当する額とする。								

区分	合併前	合併後																																																																																																																																																										
社会福祉施設 つづき	<p>●丸岡町総合福祉保健センター 【丸岡町】</p> <p>【総合福祉保健センター施設】</p> <p>◎福祉保健施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>階別</th> <th>室名</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">和室</td> <td>20帖</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>34帖</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>35帖</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>55帖</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>69帖</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>全部</td> <td>800</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修室1</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修室2</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カラオケ室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大ホール</td> <td>会議等</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>展示会等</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>演芸会等</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料				階別	室名	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	和室	20帖	300	500	800	1,000	34帖	300	500	800	1,000	35帖	300	500	800	1,000	55帖	500	800	1,000	1,500	69帖	500	800	1,000	1,500	全部	800	1,300	1,800	2,500	研修室1		300	500	800	1,000	研修室2		300	500	800	1,000	カラオケ室		500	800	1,000	1,500	大ホール	会議等	700	900	1,200	2,200	展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000	演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000	<p>●丸岡総合福祉保健センター 【丸岡町】</p> <p>【総合福祉保健センター施設】</p> <p>◎福祉保健施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>階別</th> <th>室名</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">和室</td> <td>20帖</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>34帖</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>35帖</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>55帖</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>69帖</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>全部</td> <td>800</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修室1</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修室2</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カラオケ室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大ホール</td> <td>会議等</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>展示会等</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>演芸会等</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	区分		使用料				階別	室名	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	和室	20帖	300	500	800	1,000	34帖	300	500	800	1,000	35帖	300	500	800	1,000	55帖	500	800	1,000	1,500	69帖	500	800	1,000	1,500	全部	800	1,300	1,800	2,500	研修室1		300	500	800	1,000	研修室2		300	500	800	1,000	カラオケ室		500	800	1,000	1,500	大ホール	会議等	700	900	1,200	2,200	展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000	演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000
区分		使用料																																																																																																																																																										
階別	室名	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日																																																																																																																																																							
和室	20帖	300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
	34帖	300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
	35帖	300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
	55帖	500	800	1,000	1,500																																																																																																																																																							
	69帖	500	800	1,000	1,500																																																																																																																																																							
	全部	800	1,300	1,800	2,500																																																																																																																																																							
研修室1		300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
研修室2		300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
カラオケ室		500	800	1,000	1,500																																																																																																																																																							
大ホール	会議等	700	900	1,200	2,200																																																																																																																																																							
	展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000																																																																																																																																																							
	演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000																																																																																																																																																							
区分		使用料																																																																																																																																																										
階別	室名	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日																																																																																																																																																							
和室	20帖	300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
	34帖	300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
	35帖	300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
	55帖	500	800	1,000	1,500																																																																																																																																																							
	69帖	500	800	1,000	1,500																																																																																																																																																							
	全部	800	1,300	1,800	2,500																																																																																																																																																							
研修室1		300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
研修室2		300	500	800	1,000																																																																																																																																																							
カラオケ室		500	800	1,000	1,500																																																																																																																																																							
大ホール	会議等	700	900	1,200	2,200																																																																																																																																																							
	展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000																																																																																																																																																							
	演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000																																																																																																																																																							
児童福祉施設	<p>●池上児童館 【三国町】</p> <p>【池上児童館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童館の目的とする行事を行うとき</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童館の目的外の行事で、和室、図書室、遊戯室を使用するとき</td> <td>1室1時間につき</td> </tr> <tr> <td>昼間(9:00~17:00)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>夜間(17:00~22:00)</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	児童館の目的とする行事を行うとき	無料	児童館の目的外の行事で、和室、図書室、遊戯室を使用するとき	1室1時間につき	昼間(9:00~17:00)	500	夜間(17:00~22:00)	800	<p>●池上児童館 【三国町】</p> <p>【児童館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童館の目的とする行事を行うとき</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童館の目的外の行事で、和室、図書室、遊戯室を使用するとき</td> <td>1室1時間につき</td> </tr> <tr> <td>昼間(9:00~17:00)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>夜間(17:00~22:00)</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	区分	使用料	児童館の目的とする行事を行うとき	無料	児童館の目的外の行事で、和室、図書室、遊戯室を使用するとき	1室1時間につき	昼間(9:00~17:00)	500	夜間(17:00~22:00)	800																																																																																																																																						
区分	使用料																																																																																																																																																											
児童館の目的とする行事を行うとき	無料																																																																																																																																																											
児童館の目的外の行事で、和室、図書室、遊戯室を使用するとき	1室1時間につき																																																																																																																																																											
	昼間(9:00~17:00)	500																																																																																																																																																										
	夜間(17:00~22:00)	800																																																																																																																																																										
区分	使用料																																																																																																																																																											
児童館の目的とする行事を行うとき	無料																																																																																																																																																											
児童館の目的外の行事で、和室、図書室、遊戯室を使用するとき	1室1時間につき																																																																																																																																																											
	昼間(9:00~17:00)	500																																																																																																																																																										
	夜間(17:00~22:00)	800																																																																																																																																																										

区分	合併前	合併後																																																																																																																						
温泉施設	<p>●三国温泉ゆあぼ〜と【三国町】</p> <p>【ゆあぼ〜と施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入浴料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>一般利用者</th> <th>回数券(10回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以上</td> <td>500</td> <td>3,500</td> <td rowspan="2">サウナを含む。</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>200</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>●丸岡町総合福祉保健センター【丸岡町】</p> <p>【総合福祉保健センター施設】</p> <p>◎温泉入浴料 (単位:円)</p> <p>1 町内居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入浴料</th> </tr> <tr> <th>1回</th> <th>回数券(10)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以上</td> <td>600</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>中学生未満</td> <td>300</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 65歳以上の者並びに身体障害者福祉法による身体障害者手帳を有する者及びこれに準ずるものとして規則で定める者が利用するときは、1回利用券に限り、中学生以上が500円、中学生未満が250円とする。</p> <p>2 町外居住者 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入浴料</th> </tr> <tr> <th>1回</th> <th>回数券(11回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以上</td> <td>600</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>中学生未満</td> <td>300</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎温泉施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>階別</th> <th>室名</th> <th>開館時間~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別室</td> <td>8帖</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>6帖</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">個室</td> <td>8帖</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>12帖</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>14帖</td> <td>2,800</td> <td>2,800</td> <td>3,500</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>20帖</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>●坂井町健康増進センター【坂井町】</p> <p>【健康増進センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入浴料		備考	一般利用者	回数券(10回)	中学生以上	500	3,500	サウナを含む。	3歳以上	200	-	区分	入浴料		1回	回数券(10)	中学生以上	600	4,500	中学生未満	300	2,000	区分	入浴料		1回	回数券(11回)	中学生以上	600	6,000	中学生未満	300	3,000	区分		使用料				階別	室名	開館時間~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	全日	特別室	8帖	2,000	2,000	2,500	6,000	6帖	1,200	1,200	1,500	3,600	個室	8帖	1,600	1,600	2,000	4,800	12帖	2,400	2,400	3,000	7,200	14帖	2,800	2,800	3,500	8,400	20帖	4,000	4,000	5,000	12,000	区分	使用料	1人	200	<p>●三国温泉ゆあぼ〜と【三国町】</p> <p>【ゆあぼ〜と施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入浴料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>一般利用者</th> <th>回数券(10回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以上</td> <td>500円</td> <td>3,500円</td> <td rowspan="4">サウナ含む</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>200円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>65歳以上・身障大人</td> <td>400円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>身障小人</td> <td>160円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>●丸岡総合福祉保健センター【丸岡町】</p> <p>【総合福祉保健センター施設】</p> <p>◎温泉入浴料</p> <p>1 1回利用券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>入浴料</th> </tr> <tr> <th>一般利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以上</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上・身障大人</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>身障小人</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市内居住者利用回数券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>入浴料</th> </tr> <tr> <th>回数券(10回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以上</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎温泉施設</p> <p>合併前と同じ</p>	区分	入浴料		備考	一般利用者	回数券(10回)	中学生以上	500円	3,500円	サウナ含む	3歳以上	200円	-	65歳以上・身障大人	400円	-	身障小人	160円	-	区分	入浴料	一般利用者	中学生以上	500円	3歳以上	200円	65歳以上・身障大人	400円	身障小人	160円	区分	入浴料	回数券(10回)	中学生以上	3,500円
区分	入浴料		備考																																																																																																																					
	一般利用者	回数券(10回)																																																																																																																						
中学生以上	500	3,500	サウナを含む。																																																																																																																					
3歳以上	200	-																																																																																																																						
区分	入浴料																																																																																																																							
	1回	回数券(10)																																																																																																																						
中学生以上	600	4,500																																																																																																																						
中学生未満	300	2,000																																																																																																																						
区分	入浴料																																																																																																																							
	1回	回数券(11回)																																																																																																																						
中学生以上	600	6,000																																																																																																																						
中学生未満	300	3,000																																																																																																																						
区分		使用料																																																																																																																						
階別	室名	開館時間~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	全日																																																																																																																			
特別室	8帖	2,000	2,000	2,500	6,000																																																																																																																			
	6帖	1,200	1,200	1,500	3,600																																																																																																																			
個室	8帖	1,600	1,600	2,000	4,800																																																																																																																			
	12帖	2,400	2,400	3,000	7,200																																																																																																																			
	14帖	2,800	2,800	3,500	8,400																																																																																																																			
	20帖	4,000	4,000	5,000	12,000																																																																																																																			
区分	使用料																																																																																																																							
1人	200																																																																																																																							
区分	入浴料		備考																																																																																																																					
	一般利用者	回数券(10回)																																																																																																																						
中学生以上	500円	3,500円	サウナ含む																																																																																																																					
3歳以上	200円	-																																																																																																																						
65歳以上・身障大人	400円	-																																																																																																																						
身障小人	160円	-																																																																																																																						
区分	入浴料																																																																																																																							
	一般利用者																																																																																																																							
中学生以上	500円																																																																																																																							
3歳以上	200円																																																																																																																							
65歳以上・身障大人	400円																																																																																																																							
身障小人	160円																																																																																																																							
区分	入浴料																																																																																																																							
	回数券(10回)																																																																																																																							
中学生以上	3,500円																																																																																																																							
	<p>●坂井健康増進センター【坂井町】</p> <p>【健康増進センター施設】</p> <p>合併前と同じ</p>	<p>●坂井健康増進センター【坂井町】</p> <p>【健康増進センター施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																																																																																																																						

区分	合併前							合併後								
農業振興施設	●ゆりの里公園【春江町】							●ゆりの里公園【春江町】								
	【ゆりの里公園施設】 (単位:円)							【ゆりの里公園施設】 (単位:円)								
	区分	使用料							基本使用料			超過時間 (1h)				
		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~17:00	12:00~22:00	9:00~22:00	超過時間(1h)	午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:30					
地域振興特別推進施設	交流ホール	平日	1,500	2,500	3,000	4,000	5,500	7,000	750	平日	3,000	5,000	5,400	1,000		
		土・日・休日	1,800	3,000	3,600	4,800	6,600	8,400	900		土・日・休日	3,600	6,000	6,480	1,200	
	農事研修室	500	600	800	1,100	1,400	1,900	200	農事研修室	600	1,000	1,080	200			
	パソコン研修室	500	600	800	1,100	1,400	1,900	200	パソコン研修室	600	1,000	1,080	200			
	生産技術研修室	500	600	800	1,100	1,400	1,900	200	生産技術研修室	600	1,000	1,080	200			
	和室研修室	500	600	800	1,100	1,400	1,900	200	和室研修室	600	1,000	1,080	200			
	農事相談室	500	600	800	1,100	1,400	1,900	200	農村公園	5,000	7,500	9,000	2,000			
	農村公園	5,000	7,500	9,000	12,500	16,500	21,500	2,000	バーベキュー広場	1炉あたり2,000円						
	バーベキュー広場	1炉あたり1,000円(利用時間:3時間)							ふれあい貸農園				1年間、1区画30㎡あたり6,000円			
	ふれあい貸農園	1年間、1区画30㎡あたり6,000円														
	備考 1 「平日」とは、月曜日から金曜(2に規定する休日を除く。)をいう。 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称を問わず、入場の対価として徴収するものをいう。 4 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料は、上記金額に次の割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。 ア 入場料が1,000円未満のとき 3割 イ 入場料が1,000円以上3,000円未満のとき 5割 ウ 入場料が3,000円以上のとき 10割 5 使用者が、営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、販売行為をとまなう場合は、上記金額に15割を乗じて得た額を加算する。 6 町外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、上記金額に5割を乗じて得た額を加算する。ただし、ふれあい貸農園は除く。 7 冷房又は暖房の設備を使用する場合の使用料は、上記金額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 ア 交流ホール 4割 イ 各研修室 3割 8 宴席及びパーティ等で使用する場合の使用料は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。 9 交流ホールにおけるスポーツ又、ゲートボールに使用する場合は、上記金額の3割の額とする。							備考 1 本表中「平日」とは、月曜日から金曜日(2に規定する休日を除く)をいう。 2 本表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 3 使用者が、営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、当該基本使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、販売行為を伴う場合は、上記金額に15割を乗じて得た額を加算する。 4 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、当該基本使用料に5割を乗じて得た額を加算する。ただし、ふれあい貸農園及びバーベキュー広場は除く。 5 夜間に超過して使用する場合の使用料は、超過時間に2割を乗じて得た額を加算する。 6 冷房または暖房の設備を使用する場合の使用料は、当該基本使用料に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 ア 交流ホール 5割 イ 各研修室 3割 7 宴席及びパーティ等で使用する場合の使用料は、当該基本使用料に10割を乗じて得た額を加算する。 8 交流ホールにおけるスポーツ又、ゲートボールに使用する場合は、当該基本使用料の3割の額とする。								
	【附属設備品施設】 (単位:円)							【付属施設備品施設】 (単位:円)								
	区分	単位	使用料		区分	単位	使用料									
交流	仮設舞台	一式	5,000		交流ホール	仮設舞台	一式	5,000								
ホール	ゲートボール用人工芝	一式	3,000			ゲートボール用人工芝	一式	3,000								

区分	合併前	合併後																																																																																												
農業振興施設 つづき	<p>●地域交流センター【坂井町】 【地域交流センター施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> <th rowspan="3">超過時間 30分につき</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00 30分当り</th> <th>13:00～17:00 30分当り</th> <th>18:00～21:30 30分当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報ロビー 平日</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>交流ホール 土・日・祝日</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>720</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>体験教室A</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>体験教室B</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>いろいろ研修室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 本表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 2 使用者が、営利、営業、商業宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。 3 町外に住所を有する者及び事業所等が使用する場合は、上記金額に5割を乗じて得た額を加算する。 4 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、上記金額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 ア 交流ホール・情報ロビー 5割 イ その他研修室等 3割 5 宴席及びパーティー等で使用する場合は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。</p>	区分	使用料			超過時間 30分につき	午前	午後	夜間	9:00～12:00 30分当り	13:00～17:00 30分当り	18:00～21:30 30分当り	情報ロビー 平日	500	500	600	600	交流ホール 土・日・祝日	600	600	720	720	体験教室A	100	100	120	120	展示室	150	150	180	180	体験教室B	150	150	180	180	和室研修室	100	100	120	120	いろいろ研修室	100	100	120	120	<p>●坂井地域交流センター【坂井町】 【地域交流センター施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> <th rowspan="3">超過時間 (1h)</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流ホール 平日</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td>5,400</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>情報ロビー 土・日・休日</td> <td>3,600</td> <td>6,000</td> <td>6,480</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>体験教室A</td> <td>600</td> <td>1,000</td> <td>1,080</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>900</td> <td>1,500</td> <td>1,620</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>体験教室B</td> <td>900</td> <td>1,500</td> <td>1,620</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td>600</td> <td>1,000</td> <td>1,080</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>いろいろ研修室</td> <td>600</td> <td>1,000</td> <td>1,080</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 本表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 2 使用者が、営利、営業、商業宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、販売行為を伴う場合は、上記金額に15割を乗じて得た額を加算する。 3 市外に住所を有するもの及び事業所等が使用する場合は、上記金額に5割を乗じて得た額を加算する。 4 夜間に超過して使用する場合は、超過時間に2割を乗じて得た額を加算する。 5 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、上記金額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 ア 交流ホール・情報ロビー 5割 イ その他研修室等 3割 6 宴席及びパーティー等で使用する場合は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。</p>	区分	使用料			超過時間 (1h)	午前	午後	夜間	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	交流ホール 平日	3,000	5,000	5,400	1,000	情報ロビー 土・日・休日	3,600	6,000	6,480	1,200	体験教室A	600	1,000	1,080	200	展示室	900	1,500	1,620	300	体験教室B	900	1,500	1,620	300	和室研修室	600	1,000	1,080	200	いろいろ研修室	600	1,000	1,080	200
	区分		使用料				超過時間 30分につき																																																																																							
午前			午後	夜間																																																																																										
9:00～12:00 30分当り		13:00～17:00 30分当り	18:00～21:30 30分当り																																																																																											
情報ロビー 平日	500	500	600	600																																																																																										
交流ホール 土・日・祝日	600	600	720	720																																																																																										
体験教室A	100	100	120	120																																																																																										
展示室	150	150	180	180																																																																																										
体験教室B	150	150	180	180																																																																																										
和室研修室	100	100	120	120																																																																																										
いろいろ研修室	100	100	120	120																																																																																										
区分	使用料			超過時間 (1h)																																																																																										
	午前	午後	夜間																																																																																											
	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30																																																																																											
交流ホール 平日	3,000	5,000	5,400	1,000																																																																																										
情報ロビー 土・日・休日	3,600	6,000	6,480	1,200																																																																																										
体験教室A	600	1,000	1,080	200																																																																																										
展示室	900	1,500	1,620	300																																																																																										
体験教室B	900	1,500	1,620	300																																																																																										
和室研修室	600	1,000	1,080	200																																																																																										
いろいろ研修室	600	1,000	1,080	200																																																																																										
	<p>●丸岡町農村婦人の家【丸岡町】 【農村婦人の家施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> <th>8:30～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産加工室</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>健康増進室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>被服実習室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>共同学習室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用料				午前	午後	夜間	全日	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30	農産加工室	300	500	800	1,000	健康増進室	500	800	1,000	1,500	被服実習室	500	800	1,000	1,500	共同学習室	200	300	500	800	<p>●丸岡婦人の家【丸岡町】 【婦人の家施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> <th>8:30～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産加工室</td> <td>300円</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>健康増進室</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>被服実習室</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>共同学習室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>500円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	室名	使用料				午前	午後	夜間	全日	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30	農産加工室	300円	500円	800円	1,000円	健康増進室	500円	800円	1,000円	1,500円	被服実習室	500円	800円	1,000円	1,500円	共同学習室	200円	300円	500円	800円																										
室名	使用料																																																																																													
	午前		午後	夜間	全日																																																																																									
	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30																																																																																										
農産加工室	300	500	800	1,000																																																																																										
健康増進室	500	800	1,000	1,500																																																																																										
被服実習室	500	800	1,000	1,500																																																																																										
共同学習室	200	300	500	800																																																																																										
室名	使用料																																																																																													
	午前	午後	夜間	全日																																																																																										
	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30																																																																																										
農産加工室	300円	500円	800円	1,000円																																																																																										
健康増進室	500円	800円	1,000円	1,500円																																																																																										
被服実習室	500円	800円	1,000円	1,500円																																																																																										
共同学習室	200円	300円	500円	800円																																																																																										
	<p>●坂井町多目的研修集会施設【坂井町】 【多目的研修集会施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>冷暖房無</th> <th>冷暖房有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1階</td> <td>多目的研修室</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>円卓会議室</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>和室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 上記金額は1日当たりの額を示し、半日の場合は半額相当の額とする。又、公共的使用で町長が認めた場合は無料とする。</p>	階別	区分 室名	使用料		冷暖房無	冷暖房有	1階	多目的研修室	2,000	2,500	健康相談室	1,000	1,500	料理実習室	2,500	3,000	事務室	1,000	1,500	2階	円卓会議室	2,000	2,500	農事研修室	2,000	2,500	3階	和室	1,500	2,000	大ホール	8,000	10,000	<p>●坂井町多目的研修集会施設【坂井町】 【多目的研修集会施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th rowspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>多目的研修室</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>健康相談室</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>円卓会議室</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>和室</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備品 1 上記金額は、1日当たりの額を示し、半日の場合は半額相当の額とする。 2 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	階別	区分 室名	使用料	1階	多目的研修室	2,000円	1階	健康相談室	1,000円	料理実習室	2,500円	事務室	1,000円	2階	円卓会議室	2,000円	農事研修室	2,000円	3階	和室	1,500円	大ホール	8,000円																																				
階別	区分 室名			使用料																																																																																										
		冷暖房無	冷暖房有																																																																																											
1階	多目的研修室	2,000	2,500																																																																																											
	健康相談室	1,000	1,500																																																																																											
	料理実習室	2,500	3,000																																																																																											
	事務室	1,000	1,500																																																																																											
2階	円卓会議室	2,000	2,500																																																																																											
	農事研修室	2,000	2,500																																																																																											
3階	和室	1,500	2,000																																																																																											
	大ホール	8,000	10,000																																																																																											
階別	区分 室名	使用料																																																																																												
			1階	多目的研修室	2,000円																																																																																									
1階	健康相談室	1,000円																																																																																												
	料理実習室	2,500円																																																																																												
	事務室	1,000円																																																																																												
2階	円卓会議室	2,000円																																																																																												
	農事研修室	2,000円																																																																																												
3階	和室	1,500円																																																																																												
	大ホール	8,000円																																																																																												

区分	合併前	合併後																																		
観光文化施設	<p>●みくに龍翔館【三国町】 【みくに龍翔館施設】</p> <p>◎入館料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">常設展</th> <th colspan="2">特別展</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>300</td> <td>240</td> <td>町長がその都 度定める額</td> <td>個人の入場料 の2割引の額</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>150</td> <td>120</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 小人とは、中学生、小学生及びこれらに準ずる学校 2 団体とは、一団の入館者の数が30人以上のものいう。</p> <p>◎使用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>9:30～12:00</th> <th>12:00～16:30</th> <th>9:30～16:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別展示室</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額				常設展		特別展		個人	団体	個人	団体	大人	300	240	町長がその都 度定める額	個人の入場料 の2割引の額	小人	150	120			区分	使用料			9:30～12:00	12:00～16:30	9:30～16:30	特別展示室	2,000	3,000	5,000	<p>●みくに龍翔館【三国町】 【みくに龍翔館施設】</p> <p>合併前と同じ</p>
	種別		金額																																	
			常設展		特別展																															
		個人	団体	個人	団体																															
大人	300	240	町長がその都 度定める額	個人の入場料 の2割引の額																																
小人	150	120																																		
区分	使用料																																			
	9:30～12:00	12:00～16:30	9:30～16:30																																	
特別展示室	2,000	3,000	5,000																																	
	<p>●旧森田銀行本店【三国町】 【旧森田銀行本店施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00～22:00</th> <th>18:00～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住者及び町内勤務者が、無料の催しに 利用する場合</td> <td>無料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>町内在住者及び町内勤務者が、有料の催しに 利用する場合</td> <td>—</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>町外者が、催しに利用する場合</td> <td>—</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		9:00～22:00	18:00～22:00	町内在住者及び町内勤務者が、無料の催しに 利用する場合	無料	—	町内在住者及び町内勤務者が、有料の催しに 利用する場合	—	10,000	町外者が、催しに利用する場合	—	10,000	<p>●旧森田銀行本店【三国町】 【旧森田銀行本店施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																				
区分	使用料																																			
	9:00～22:00	18:00～22:00																																		
町内在住者及び町内勤務者が、無料の催しに 利用する場合	無料	—																																		
町内在住者及び町内勤務者が、有料の催しに 利用する場合	—	10,000																																		
町外者が、催しに利用する場合	—	10,000																																		
	<p>●丸岡城【丸岡町】 【丸岡城施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">観覧料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">個人</th> <th colspan="2">団体</th> </tr> <tr> <th>30人以上</th> <th>100人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>200円</td> <td>160円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>小人(小中学生)</td> <td>100円</td> <td>80円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	観覧料			個人	団体		30人以上	100人以上	大人(高校生以上)	200円	160円	120円	小人(小中学生)	100円	80円	60円	<p>●丸岡城【丸岡町】 【丸岡城施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																	
区分	観覧料																																			
	個人		団体																																	
		30人以上	100人以上																																	
大人(高校生以上)	200円	160円	120円																																	
小人(小中学生)	100円	80円	60円																																	
	<p>●丸岡町歴史民族資料館【丸岡町】 【歴史民族資料館施設】</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="3">入館料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">個人</th> <th colspan="2">団体</th> </tr> <tr> <th>30人以上</th> <th>100人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>小人(小中学生)</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	種別	入館料			個人	団体		30人以上	100人以上	大人(高校生以上)	100	80	60	小人(小中学生)	50	40	30	<p>●丸岡町歴史民族資料館【丸岡町】 【歴史民族資料館施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																	
種別	入館料																																			
	個人		団体																																	
		30人以上	100人以上																																	
大人(高校生以上)	100	80	60																																	
小人(小中学生)	50	40	30																																	
	<p>●丸岡町霞ヶ城公園【丸岡町】 【霞ヶ城公園事務所施設】</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> <th rowspan="2">冷暖房の使用時</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,500</td> <td rowspan="2">3割増</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>600</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			冷暖房の使用時	8:30～12:00	12:00～17:00	全日	和室	500	800	1,500	3割増	茶室	600	1,000	1,800	<p>●霞ヶ城公園事務所【丸岡町】 【霞ヶ城公園事務所施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																	
区分	使用料			冷暖房の使用時																																
	8:30～12:00	12:00～17:00	全日																																	
和室	500	800	1,500	3割増																																
茶室	600	1,000	1,800																																	
	<p>●丸岡町観光情報センター【丸岡町】 【観光情報センター施設】</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			8:30～12:00	12:00～17:00	全日	和室	500	800	1,500	<p>●丸岡町観光情報センター【丸岡町】 【観光情報センター施設】</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	区分	使用料			8:30～12:00	12:00～17:00	全日	和室	500	800	1,500												
区分	使用料																																			
	8:30～12:00	12:00～17:00	全日																																	
和室	500	800	1,500																																	
区分	使用料																																			
	8:30～12:00	12:00～17:00	全日																																	
和室	500	800	1,500																																	

区分	合併前	合併後																																																																
研修集会施設	<p>●春江町中小企業センター【春江町】</p> <p>【中小企業センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>平日全日</th> <th>土・祝日全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>多目的</td> <td>1,500</td> <td>2,300</td> <td>3,000</td> <td>4,500</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>2,300</td> <td>3,000</td> <td>3,800</td> <td>6,000</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 冷暖房を使用する場合は、上記料金の5割増とする。</p>	区分	使用料					8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日全日	土・祝日全日	会議室	800	900	1,200	1,500	2,300	多目的	1,500	2,300	3,000	4,500	6,000	ホール	2,300	3,000	3,800	6,000	7,500	<p>●春江中小企業センター【春江町】</p> <p>【中小企業センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>平日全日</th> <th>土・祝日全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>800円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>多目的</td> <td>1,500円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	区分	使用料					8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日全日	土・祝日全日	会議室	800円	900円	1,200円	1,500円	2,300円	多目的	1,500円	2,300円	3,000円	4,500円	6,000円	ホール	2,300円	3,000円	3,800円	6,000円	7,500円						
	区分		使用料																																																															
8:30~12:00		12:00~17:00	17:00~22:00	平日全日	土・祝日全日																																																													
会議室	800	900	1,200	1,500	2,300																																																													
多目的	1,500	2,300	3,000	4,500	6,000																																																													
ホール	2,300	3,000	3,800	6,000	7,500																																																													
区分	使用料																																																																	
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日全日	土・祝日全日																																																													
会議室	800円	900円	1,200円	1,500円	2,300円																																																													
多目的	1,500円	2,300円	3,000円	4,500円	6,000円																																																													
ホール	2,300円	3,000円	3,800円	6,000円	7,500円																																																													
	<p>●春江町町民研修センター【春江町】</p> <p>【町民研修センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>平日・全日</th> <th>土・日・祝日全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の5割増とする。</p>	区分	使用料					8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日・全日	土・日・祝日全日	会議室	500	600	800	1,100	1,500	<p>●春江研修センター【春江町】</p> <p>【町民研修センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前 (8:30~12:30)</th> <th>午後 (12:30~17:00)</th> <th>夜間 (17:00~21:30)</th> <th>全日 (8:30~21:30)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	区分	使用料				午前 (8:30~12:30)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:00~21:30)	全日 (8:30~21:30)	大研修室	700円	700円	700円	2,100円	第1研修室	600円	600円	600円	1,800円	第2研修室	600円	600円	600円	1,800円	第3研修室	600円	600円	600円	1,800円	調理室	800円	800円	800円	2,400円													
区分	使用料																																																																	
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日・全日	土・日・祝日全日																																																													
会議室	500	600	800	1,100	1,500																																																													
区分	使用料																																																																	
	午前 (8:30~12:30)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:00~21:30)	全日 (8:30~21:30)																																																														
大研修室	700円	700円	700円	2,100円																																																														
第1研修室	600円	600円	600円	1,800円																																																														
第2研修室	600円	600円	600円	1,800円																																																														
第3研修室	600円	600円	600円	1,800円																																																														
調理室	800円	800円	800円	2,400円																																																														
	<p>●春江町勤労福祉会館【春江町】</p> <p>【勤労福祉会館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>平日・全日</th> <th>土・日・祝日全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1階</td> <td>実習室</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>資料室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>大ホール</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>和室(1室につき)</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 冷暖房を使用する場合は、上記料金の5割増とする。 2 入場料、会費等を徴収する場合の使用料は、その使用料の5割増とする。</p>	階別	区分 室名	使用料				午後	夜間	平日・全日	土・日・祝日全日	1階	実習室	900	1,200	1,500	2,300	資料室	800	800	1,000	1,600	2階	大ホール	1,500	1,500	2,000	3,000	和室(1室につき)	1,000	1,000	1,300	2,000	<p>●春江勤労福祉会館【春江町】</p> <p>【勤労福祉会館施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前 (8:30~12:30)</th> <th>午後 (12:30~17:00)</th> <th>夜間 (17:00~21:30)</th> <th>全日 (8:30~21:30)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1階</td> <td>実習室</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>資料室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>大ホール</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	階別	区分 室名	使用料				午前 (8:30~12:30)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:00~21:30)	全日 (8:30~21:30)	1階	実習室	800円	800円	800円	2,400円	資料室	600円	600円	600円	1,800円	2階	大ホール	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円	和室	700円	700円	700円	2,100円
階別	区分 室名			使用料																																																														
		午後	夜間	平日・全日	土・日・祝日全日																																																													
1階	実習室	900	1,200	1,500	2,300																																																													
	資料室	800	800	1,000	1,600																																																													
2階	大ホール	1,500	1,500	2,000	3,000																																																													
	和室(1室につき)	1,000	1,000	1,300	2,000																																																													
階別	区分 室名	使用料																																																																
		午前 (8:30~12:30)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:00~21:30)	全日 (8:30~21:30)																																																													
1階	実習室	800円	800円	800円	2,400円																																																													
	資料室	600円	600円	600円	1,800円																																																													
2階	大ホール	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円																																																													
	和室	700円	700円	700円	2,100円																																																													
	<p>●春江町創作室【春江町】</p> <p>【創作室施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>平日全日</th> <th>土・日・祝日全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創作室</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>陶器電気窯</td> <td colspan="5">電気料に相当する額で町長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料					8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日全日	土・日・祝日全日	創作室	500	600	800	1,100	1,500	陶器電気窯	電気料に相当する額で町長が定める額					<p>●春江陶芸工房【春江町】</p> <p>【陶芸工房】</p> <p>合併前と同じ</p>																																									
区分	使用料																																																																	
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	平日全日	土・日・祝日全日																																																													
創作室	500	600	800	1,100	1,500																																																													
陶器電気窯	電気料に相当する額で町長が定める額																																																																	
	<p>●坂井町町民研修センター【坂井町】</p> <p>【町民研修センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>終日 8:30~17:00</th> <th>夜間 17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>研修室A</td> <td>800</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>研修室B</td> <td>800</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>研修室C</td> <td>800</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>集会室</td> <td>2,600</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 半日の場合は終日料金の半額とする。 ただし、公共的使用で町長が認めた場合は無料とする。</p>	階別	区分 室名	使用料		終日 8:30~17:00	夜間 17:00~22:00	1階	研修室A	800	400	研修室B	800	400	研修室C	800	400	2階	集会室	2,600	1,300	和室	2,000	1,000	<p>●坂井研修センター【坂井町】</p> <p>【町民研修センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前 8:30~12:30</th> <th>昼間 12:30~17:00</th> <th>夜間 17:00~21:30</th> <th>全日 8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>研修室A</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>研修室B</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>研修室C</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>集会室</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の3割増とする。</p>	階別	区分 室名	使用料				午前 8:30~12:30	昼間 12:30~17:00	夜間 17:00~21:30	全日 8:30~21:30	1階	研修室A	600円	600円	600円	1,800円	研修室B	600円	600円	600円	1,800円	研修室C	600円	600円	600円	1,800円	2階	集会室	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円	和室	600円	600円	600円	1,800円				
階別	区分 室名			使用料																																																														
		終日 8:30~17:00	夜間 17:00~22:00																																																															
1階	研修室A	800	400																																																															
	研修室B	800	400																																																															
	研修室C	800	400																																																															
2階	集会室	2,600	1,300																																																															
	和室	2,000	1,000																																																															
階別	区分 室名	使用料																																																																
		午前 8:30~12:30	昼間 12:30~17:00	夜間 17:00~21:30	全日 8:30~21:30																																																													
1階	研修室A	600円	600円	600円	1,800円																																																													
	研修室B	600円	600円	600円	1,800円																																																													
	研修室C	600円	600円	600円	1,800円																																																													
2階	集会室	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円																																																													
	和室	600円	600円	600円	1,800円																																																													



区分	合併前				合併後											
公民館施設	●公民館 【三国町】				●公民館 【三国町】											
	【公民館施設】 (単位:円)				【公民館施設】 (単位:円)											
	区分	使用料				部屋名	午前	午後	夜間	全日						
		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日		8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30						
	中央公民館	1階研修室	600	800	1,000	2,000	三国公民館	1階研修室(和)	700	700	700	2,100				
		2階会議室	500	700	900	1,800		2階研修室(和)	700	700	700	2,100				
		2階研修室	600	800	1,000	2,000		2階会議室	600	600	600	1,800				
		2階大ホール	2,500	3,000	4,000	8,000		3階会議室	600	600	600	1,800				
		3階講義室	500	700	900	1,800		小会議室	600	600	600	1,800				
		3階料理室	700	900	1,200	2,200		視聴覚室	700	700	700	2,100				
		3階視聴覚室	600	800	1,000	2,000		料理室	800	800	800	2,400				
	中央公民館以外の各公民館(1室につき)	500	700	900	1,800		ホール	1,200	1,200	1,200	2,100					
	備品	マイク一式、OHP、映写機等 1回 500					雄島公民館	図書室	600	600	600	1,800				
	備考 1	冷暖房使用期間は、3割増とする。						講義室	600	600	600	1,800				
								和室A	700	700	700	2,100				
							和室B	700	700	700	2,100					
							和室C	700	700	700	2,100					
							和室D	600	600	600	1,800					
							研修室	700	700	700	2,100					
							調理室	800	800	800	2,400					
							加戸公民館	和室1	600	600	600	1,800				
								和室2	600	600	600	1,800				
								図書室	600	600	600	1,800				
								談話室	600	600	600	1,800				
								研修室	700	700	700	2,100				
								調理室	800	800	800	2,400				
								新保公民館	和室	700	700	700	2,100			
									1階会議室	600	600	600	1,800			
									2階会議室	600	600	600	1,800			
									図書室	700	700	700	2,100			
									茶室	600	600	600	1,800			
									料理室	800	800	800	2,400			
									ホール	1,200	1,200	1,200	3,600			
									浜四郷公民館	1階研修室	600	600	600	1,800		
										2階研修室	600	600	600	1,800		
										和室	600	600	600	1,800		
										料理室	800	800	800	2,400		
										講習室	700	700	700	2,100		
										多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600		
										三公国民木館部	和会議室	600	600	600	1,800	
											図書室	600	600	600	1,800	
											資料展示室	600	600	600	1,800	
											研修室	600	600	600	1,800	
											調理室	800	800	800	2,400	
											ホール	1,200	1,200	1,200	3,600	
											三公国民東館部	和室	600	600	600	1,800
												1階研修室	600	600	600	1,800
												2階研修室	600	600	600	1,800
												和室	700	700	700	2,100
												料理室	800	800	800	2,400
												備考	冷暖房使用時は3割増とする。			

区分	合併前						合併後								
公民館施設 つぎ	●公民館【丸岡町】 【公民館施設】 (単位:円)						●公民館【丸岡町】 【公民館施設】 (単位:円)								
	区分		使用料				午前		午後		夜間		全日		
	室名	種別	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日	8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30	冷暖房の使用時				
	料理実習室		500	800	1,000	1,500	600	600	600	600	1,800	3割増			
	会議室		500	800	1,000	1,500	600	600	600	600	1,800				
	大ホール	会議等	700	900	1,200	2,200	800	800	800	800	2,400				
		展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000	700	700	700	700	2,100				
		演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000	600	600	600	600	1,800				
		部屋名					8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30						
	鳴鹿公民館	会議室					600	600	600						
		和室					600	600	600						
		視聴覚室					600	600	600						
		料理実習室					800	800	800						
		多目的ホール					1,200	1,200	1,200						
	鳴鹿公民館第2	研修室					700	700	700						
		図書室					600	600	600						
		料理実習室					800	800	800						
		大会議室					700	700	700						
	磯部公民館	1階和室1					600	600	600						
		1階和室2					600	600	600						
		2階和室1					600	600	600						
		2階和室2					600	600	600						
		別館和室1					600	600	600						
		別館和室2					600	600	600						
		図書室					600	600	600						
		健康管理室					600	600	600						
		料理実習室					800	800	800						
		多目的ホール					1,200	1,200	1,200						
	高椋民東館	会議室					600	600	600						
		学習室					600	600	600						
		研修室					700	700	700						
		児童室					600	600	600						
		料理実習室					800	800	800						
		大講堂					1,200	1,200	1,200						
	高椋公民館	第1集会室					700	700	700						
		第2集会室					700	700	700						
		和室1					600	600	600						
		和室2					600	600	600						
		音楽室					600	600	600						
		研修室					600	600	600						
		調理室					800	800	800						
		ホール					1,200	1,200	1,200						
	高椋西部公民館	和室1					600	600	600						
		和室2					600	600	600						
		研修会議室					600	600	600						
		図書室					600	600	600						
		健康管理室					600	600	600						
		料理実習室					800	800	800						
		多目的ホール					1,200	1,200	1,200						
	丸岡公民館	会議室					700	700	700						
		研修室					600	600	600						
		和室1					600	600	600						
		和室2					600	600	600						
		児童室					600	600	600						
		こども室					600	600	600						
		料理実習室					800	800	800						
		ホール					1,200	1,200	1,200						
	長畝公民館	第1和室					600	600	600						
		第2和室					600	600	600						
		研修室					600	600	600						
		図書室					600	600	600						
		視聴覚室					700	700	700						
		大会議室					700	700	700						
		料理実習室					800	800	800						
	長公畝民第2	会議室					600	600	600						
		図書室					600	600	600						
		大集会場					700	700	700						
		料理実習室					800	800	800						
	竹公田民館	会議室1					600	600	600						
		会議室2					600	600	600						
		集会室					700	700	700						
		料理実習室					800	800	800						
	備考 冷暖房使用時は3割増とする。														

区分	合併前	合併後																																																																																																																																																
公民館施設 つづき	<p>●地域交流会館【丸岡町】 【地域交流会館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> <th rowspan="2">冷暖房の使用時</th> </tr> <tr> <th>室名</th> <th>種別</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料理実習室</td> <td></td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td rowspan="6">3割増</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td></td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>多目的</td> <td>会議等</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>展示会等</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>演芸会等</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料				冷暖房の使用時	室名	種別	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日	料理実習室		500	800	1,000	1,500	3割増	視聴覚室		500	800	1,000	1,500	会議室		500	800	1,000	1,500	多目的	会議等	700	900	1,200	2,200	大ホール	展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000	演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000	<p>●地域交流会館【丸岡町】 【地域交流会館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">部屋名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:30</th> <th>12:30~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">鳴さ 鹿と 心会 る館</td> <td>会議室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">城の まち 会館</td> <td>会議室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>児童室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>こだま室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房使用時は3割増とする。</p>		部屋名	午前	午後	夜間	全日	8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30	鳴さ 鹿と 心会 る館	会議室	600	600	600	1,800	和室	600	600	600	1,800	視聴覚室	600	600	600	1,800	料理実習室	800	800	800	2,400	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600	城の まち 会館	会議室	700	700	700	2,100	研修室	600	600	600	1,800	和室1	600	600	600	1,800	和室2	600	600	600	1,800	児童室	600	600	600	1,800	こだま室	600	600	600	1,800	料理実習室	800	800	800	2,400	ホール	1,200	1,200	1,200	3,600																		
	区分		使用料				冷暖房の使用時																																																																																																																																											
室名	種別	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日																																																																																																																																													
料理実習室		500	800	1,000	1,500	3割増																																																																																																																																												
視聴覚室		500	800	1,000	1,500																																																																																																																																													
会議室		500	800	1,000	1,500																																																																																																																																													
多目的	会議等	700	900	1,200	2,200																																																																																																																																													
大ホール	展示会等	1,000	1,500	2,000	4,000																																																																																																																																													
	演芸会等	2,000	2,500	3,000	6,000																																																																																																																																													
	部屋名	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																													
		8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30																																																																																																																																													
鳴さ 鹿と 心会 る館	会議室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	和室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	視聴覚室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	料理実習室	800	800	800	2,400																																																																																																																																													
	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600																																																																																																																																													
城の まち 会館	会議室	700	700	700	2,100																																																																																																																																													
	研修室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	和室1	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	和室2	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	児童室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	こだま室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	料理実習室	800	800	800	2,400																																																																																																																																													
ホール	1,200	1,200	1,200	3,600																																																																																																																																														
	<p>●生活改善センター【丸岡町】 【生活改善センター】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1階会議室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>2階会議室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日	大会議室	500	800	1,000	1,500	1階会議室	200	300	500	800	2階会議室	200	300	500	800	料理講習室	300	500	800	1,000	<p>●生活改善センター【丸岡町】 【生活改善センター】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">部屋名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:30</th> <th>12:30~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">磯部 農村 セン ター</td> <td>1階和室1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>1階和室2</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>2階和室1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>2階和室2</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>別館和室1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>別館和室2</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">高農 村 西 セン ター</td> <td>和室1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>研修会議室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">猪爪 生活 改善 セン ター</td> <td>料理実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室2</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>料理実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 冷暖房使用時は3割増とする。</p>		部屋名	午前	午後	夜間	全日	8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30	磯部 農村 セン ター	1階和室1	600	600	600	1,800	1階和室2	600	600	600	1,800	2階和室1	600	600	600	1,800	2階和室2	600	600	600	1,800	別館和室1	600	600	600	1,800	別館和室2	600	600	600	1,800	図書室	600	600	600	1,800	健康管理室	600	600	600	1,800	料理実習室	800	800	800	2,400	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600	高農 村 西 セン ター	和室1	600	600	600	1,800	和室2	600	600	600	1,800	研修会議室	600	600	600	1,800	図書室	600	600	600	1,800	健康管理室	600	600	600	1,800	猪爪 生活 改善 セン ター	料理実習室	800	800	800	2,400	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600	和室1	700	700	700	2,100		和室2	600	600	600	1,800		料理実習室	800	800	800	2,400
区分	使用料																																																																																																																																																	
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日																																																																																																																																														
大会議室	500	800	1,000	1,500																																																																																																																																														
1階会議室	200	300	500	800																																																																																																																																														
2階会議室	200	300	500	800																																																																																																																																														
料理講習室	300	500	800	1,000																																																																																																																																														
	部屋名	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																													
		8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30																																																																																																																																													
磯部 農村 セン ター	1階和室1	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	1階和室2	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	2階和室1	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	2階和室2	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	別館和室1	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	別館和室2	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	図書室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	健康管理室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	料理実習室	800	800	800	2,400																																																																																																																																													
多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600																																																																																																																																														
高農 村 西 セン ター	和室1	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	和室2	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	研修会議室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	図書室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	健康管理室	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
猪爪 生活 改善 セン ター	料理実習室	800	800	800	2,400																																																																																																																																													
	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600																																																																																																																																													
	和室1	700	700	700	2,100																																																																																																																																													
	和室2	600	600	600	1,800																																																																																																																																													
	料理実習室	800	800	800	2,400																																																																																																																																													

区分 合併前 合併後

公民館施設 つづき

●社会福祉会館及び公民館【春江町】  
【社会福祉会館】

階別	区分	室名	使用料				
			8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	平日・全日 土・日・祝日全日	
1階		第1相談室	500	600	800	1,100	1,500
		第2相談室	500	600	800	1,100	1,500
		保健相談室	600	800	900	1,200	1,800
		料理実習室	800	900	1,200	1,500	2,300
2階		老人相談室	500	600	800	1,100	1,500
		協議室	500	600	800	1,100	1,500
		会議室	800	900	1,200	1,500	2,300
		講習会室	800	900	1,200	1,500	2,300
		図書室	800	900	1,200	1,500	2,300
大ホール		拳式室	800	900	1,200	1,500	2,300
		会議等	1,500	2,300	3,000	4,500	6,000
		展示会等	2,300	3,000	3,800	6,000	7,500
		演芸会等	3,000	3,800	4,500	7,500	9,000

備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の5割増とする。

【公民館施設】

区分	使用料				
	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	平日・全日	土・日・祝日全日
各室	500	600	800	1,100	1,500

備考 冷暖房を使用する場合は、上記料金の5割増とする。

●公民館【春江町】  
【公民館施設】 (単位:円)

公民館	部屋名	午前	午後	夜間	全日
		8:30～12:30	12:30～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30
春公 江民 南館	研修室	600	600	600	1,800
	実習室	600	600	600	1,800
	文化演習室	600	600	600	1,800
春江東 公民館	大会議室	700	700	700	2,100
	和室	600	600	600	1,800
	相談室	600	600	600	1,800
	研修室	600	600	600	1,800
	大会議室	700	700	700	2,100
	調理室	800	800	800	2,400
	相談室	600	600	600	1,800
春江中 公民館	老人相談室	600	600	600	1,800
	協議室	600	600	600	1,800
	会議室	700	700	700	2,100
	講習会室	700	700	700	2,100
	図書室	600	600	600	1,800
	調理室	800	800	800	2,400
	大ホール	1,200	1,200	1,200	3,600
大石 公民館	集会室	700	700	700	2,100
	託児室	700	700	700	2,100
	相談室	700	700	700	2,100
	図書室	600	600	600	1,800
	和室	600	600	600	1,800
	研修室	700	700	700	2,100
	調理室	800	800	800	2,400
春江西 公民館	和室	600	600	600	1,800
	集会室	700	700	700	2,100
	図書室	600	600	600	1,800
	視聴覚室	600	600	600	1,800
	老人室1	600	600	600	1,800
	老人室2	600	600	600	1,800
	調理実習室	800	800	800	2,400
大ホール	2,300	2,300	2,300	6,900	

備考 冷暖房使用時は3割増とする。

●大関友遊館【坂井町】  
【大関友遊館使用料】 (単位:円)

1 基本料金

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	夜間
	8:30～12:30	13:00～17:00	18:00～21:30	8:30～21:30
交流ホール	2,500	2,500	2,500	7,500
和室1	800	800	800	2,400
和室2	800	800	800	2,400
研修室	800	800	800	2,400
料理実習室	1,000	1,000	1,000	3,000

2 冷房又は暖房を使用するときは、基本使用料に次に定める割合に相当する額を加算する。  
ア 交流ホール 5割  
イ その他の研修室等 3割

3 町外に住所を有する者又は団体が使用する場合は、基本使用料の10割に相当する額を加算する。

●公民館【坂井町】  
【公民館施設】 (単位:円)

公民館	部屋名	午前	午後	夜間	全日
		8:30～12:30	12:30～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30
大関 友遊 館	和室1	600	600	600	1,800
	和室2	600	600	600	1,800
	研修室	600	600	600	1,800
	調理実習室	800	800	800	2,400
	交流ホール	1,200	1,200	1,200	3,600
木部 公民館	会議室1	700	700	700	2,100
	会議室2	600	600	600	1,800
	研修室(和)	700	700	700	2,100
	小研修室(和)	600	600	600	1,800
	調理実習室	800	800	800	2,400
兵公 庫民 館	図書室	600	600	600	1,800
	大会議室(和)	700	700	700	2,100
	小会議室(和)	600	600	600	1,800
	調理実習室	800	800	800	2,400
東十 郷公 民館	視聴覚室	700	700	700	2,100
	研修室	700	700	700	2,100
	図書室	600	600	600	1,800
	和室1	600	600	600	1,800
	和室2	600	600	600	1,800
	陶芸室	600	600	600	1,800
	茶室	600	600	600	1,800
	調理実習室	800	800	800	2,400
多目的ホール	1,200	1,200	1,200	3,600	

備考 冷暖房使用時は3割増とする。

区分	合併前								合併後													
文化会館施設	●みくに文化未来館【三国町】								●みくに文化未来館【三国町】													
	【みくに文化未来館施設】 (単位:円)								【みくに文化未来館施設】													
	区分		使用料						9:00~12:00		13:00~17:00		18:00~22:00		9:00~17:00		13:00~22:00		9:00~22:00		超過1hにつき	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00														
	ホール	平日	8,000	12,000	14,400	19,200	25,600	28,800	4,000													
		土・日・休日	10,000	15,000	18,000	24,000	32,000	36,000	5,000													
		楽屋	300	400	500	800	1,000	1,200	100													
		リハーサル室	600	800	1,000	1,500	1,800	2,400	200													
		ホワイエ (ホール使用時は除く。)	600	800	1,000	1,500	1,800	2,400	200													
		準備室	300	400	500	800	1,000	1,200	100													
		ビデオ制作室	600	800	1,000	1,500	1,800	2,400	200													
		広場	300	400	500	800	1,000	1,200	100													
		ギャラリー (展示ケース5面)	-	-	-	-	-	2,500	-													
	備考 1 「平日」とは、月曜日から金曜(2に規定する休日を除く。)をいう。 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 3 ホールの冷房又は暖房施設を利用する場合は、1時間1,500円とし、利用時間により利用料金に加算する。 4 許可を得た利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間(1時間未満は1時間とする。)単位で加算する。 5 利用者が入場料(会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものを含む。以下同じ。)を徴収する場合の利用料金の額は、入場料の1人あたりの最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合にあっては100分の130を、3,000円を超える場合にあっては100分の160を乗じて得た額とする。 6 入場料を徴しない場合で利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、前3項により算出した額に100分の150を乗じて得た額とする。 7 町外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、前4項により算出した額に100分の130を乗じて得た額とする。 8 練習又は準備のために利用する場合は、利用料金は前5項により算出した額に100分の30を乗じて得た額とする。																					
	備考 1 「平日」とは、月曜日から金曜(2に規定する休日を除く。)をいう。 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 3 冷房又は暖房施設を利用する場合の利用料金は、利用時間による利用料金に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 ア ホール 100分の150 イ ホワイエ 100分の140 ウ 楽屋、リハーサル室、その他の部屋 100分の130 4 許可を得た利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間(1時間未満は1時間とする。)単位で加算する。 5 利用者が入場料(会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものを含む。以下同じ。)を徴収する場合の利用料金の額は、入場料の1人あたりの最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合にあっては100分の130を、3,000円を超える場合にあっては100分の160を乗じて得た額とする。 6 入場料を徴しない場合で利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、前3項により算出した額に100分の150を乗じて得た額とする。 7 町外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、前4項により算出した額に100分の130を乗じて得た額とする。 8 練習又は準備のために利用する場合は、利用料金は前5項により算出した額に100分の30を乗じて得た額とする。																					

区分	合併前		合併後	
文化会館施設 つづき	(単位:円)			
	附属施設			
区分	種類	単位	1回当たり金額	
舞台	仮設音響反射板	一式	2,000	
	指揮者セット(台・譜面台)	一式	100	
	譜面台	1台	50	
	コントラバス椅子	1台	100	
	平台	1台	100	
	地がすり	1枚	300	
	緋毛氈	1枚	100	
	長座布団	1枚	100	
	高座用座布団	1枚	100	
	上敷ござ	1枚	50	
	花瓶	1台	100	
	金屏風	1双	500	
	演台セット	一式	300	
	司会者用演台	1台	100	
	ドライアイスマシーン	1台	2,000	
	リノリウム	1枚	500	
	映像	透過式スクリーン	一式	1,000
スライド映写機		1台	1,000	
16ミリ映写機及びスクリーン		一式	2,000	
ビデオプロジェクターシステム		一式	1,000	
可搬用映像セット		一式	1,000	
音響	音響装置セット	一式	1,500	
	ステージスピーカー	一式	300	
	モニタースピーカー	一式	300	
	可搬用簡易PAシステム	一式	1,000	
	コンデンサーマイク	1本	500	
	ダイナミックマイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	1ch	300	
	マイクスタンド	1台	50	
	エフェクター	1台	100	
	ダイレクトボックス	1台	50	
	再生機器	1台	100	
照明	ポーターライト	1列	500	
	サスペンションライト	1列	800	
	アッパーホリゾンライト	1列	500	
	ローホリゾンライト	1列	500	
	シーリングスポット	1列	800	
	ギャラリースポット	1組	800	
	センターピンスポット	1台	1,000	
	500Wハロゲンスポット	1台	100	
	1kwハロゲンスポット	1台	200	
	パーライト、ITO	1台	200	
	照明用効果器具	1台	300	
その他	カラーフィルター	1枚	500	
	コンサートピアノ	1台	3,000	
	電子ピアノ	1台	1,000	
	展示パネル	全日1枚	100	
	展示用ライト	全日1台	50	
	持込器具電気料	1kw	100	
	録音委託	一式	500	
備考 この利用料金は、午前(9時～12時)、午後(13時～17時)、夜間(18時～22時)の利用区分をもって、それぞれ1回とする。ただし、準備時間及び全日単位のものを除く。				

区分 合併前

文化会館施設 つづき ●文化の森・YURI 文化情報交流館【春江町】

【文化の森・YURI文化情報交流館施設】 (単位:円)

区分	使用料						
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	超過時間(1h)
大ホール	平日	10,000	15,000	19,000	25,000	34,000	5,000
	土・日・休日	13,000	19,000	23,000	32,000	42,000	6,500
小ホール	平日	5,000	7,500	9,500	12,500	17,000	2,500
	土・日・休日	6,500	9,500	11,500	16,000	21,000	3,250
ホワイエ		5,000	7,500	9,500	12,500	17,000	2,500
展示交流ホール		1,500	1,900	2,300	3,400	4,200	750
リハーサル室・特別控室		800	1,200	1,600	2,000	2,800	400
楽屋 (1室)	1・2・3・4	400	500	600	900	1,100	200
	5・6	600	800	1,000	1,400	1,800	300
会議室 (1室)	201・202・203	600	800	1,000	1,400	1,800	300
	204	800	1,200	1,600	2,000	2,800	400
和室(1間)		800	1,200	1,600	2,000	2,800	400
茶室		800	1,200	1,600	2,000	2,800	400
コミュニケーションパーク芝生広場		8,000	12,000	15,000	20,000	27,000	4,000

- 備考 1 「平日」とは、月曜日から金曜(2に規定する休日を除く。)をいう。  
 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。  
 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称を問わず、入場の対価として徴収するものをいう。  
 4 使用者の住所は、代表者の住所ではなく、団体、事業所等が行う活動または営業の主たる拠点をいう。  
 5 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の使用料は、上記金額に次の割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。  
 ア 入場料が1,000円未満のとき 3割  
 イ 入場料が1,000円以上3,000円未満のとき 5割  
 ウ 入場料が3,000円以上のとき 10割  
 6 使用者が、営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、販売行為をとまなう場合は、上記金額に15割を乗じて得た額を加算する。  
 7 町外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、上記金額及び次表に掲げる附属設備使用料にそれぞれ5割を乗じて得た額を加算する。  
 8 冷房又は暖房の設備を使用する場合の使用料は、上記金額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。  
 ア 大ホール、小ホール 5割  
 イ 展示交流ホール、ホワイエ 4割  
 ウ リハーサル室、楽屋その他の部屋 3割  
 9 宴席及びパーティ等で使用する場合の使用料は、上記金額に10割を乗じて得た額を加算する。  
 10 練習、準備及び後片付けのためホール(ホワイエ、展示交流ホールを含む。)を使用する場合の使用料の額は、上記金額の5割の額とする。

附属施設 (単位:円)

区分	種類	単位	1回当たり金額
舞台	音響反射板(大ホール)	一式	3,500
	音響反射板(小ホール)	一式	2,500
	ピアノ(スタインウェイ 調律は別途実費)	1台	10,000
	ピアノ(ヤマハCF-3 調律は別途実費)	1台	5,000
	ピアノ(ヤマハU-100 調律は別途実費)	1台	1,000
	エレクトーン	1枚	2,000
	クラブノーバー	1枚	1,500
	指揮者台	1枚	100
	譜面台	1枚	50
	譜面灯	1枚	100
	コントラバス椅子	1脚	100

合併後

●文化の森・YURI 文化情報交流館【春江町】

【文化の森・YURI文化情報交流館施設】

施設名称	基本使用料						
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	超過時間1h
大ホール	平日	10,000円	15,000円	19,000円	25,000円	34,000円	5,000円
	土、日曜日・休日	13,000円	19,000円	23,000円	32,000円	42,000円	6,500円
小ホール	平日	5,000円	7,500円	9,500円	12,500円	17,000円	2,500円
	土、日曜日・休日	6,500円	9,500円	11,500円	16,000円	21,000円	3,250円
ホワイエ		5,000円	7,500円	9,500円	12,500円	17,000円	2,500円
展示交流ホール		3,000円	3,800円	4,600円	6,800円	8,400円	1,500円
リハーサル室・特別控室		800円	1,200円	1,600円	2,000円	2,800円	400円
楽屋 (1室)	1・2・3・4	400円	500円	600円	900円	1,100円	200円
	5・6	600円	800円	1,000円	1,400円	1,800円	300円
会議室 (1室)	201・202・203	1,200円	1,600円	2,000円	2,400円	3,600円	600円
	204	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	5,600円	800円
和室 (1間)		1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	5,600円	800円
茶室		1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	5,600円	800円
YURI情報室		2,400円	3,200円	4,000円	5,600円	7,200円	1,200円
コミュニケーションパーク		8,000円	12,000円	15,000円	20,000円	27,000円	4,000円
芝生広場		2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	1,000円

- 備考 (1) 本表中「平日」とは、月曜日から金曜日((2)に規定する休日を除く。)をいう。  
 (2) 本表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。  
 (3) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称を問わず、入場の対価として徴収するものをいう。  
 (4) 使用者の住所は、代表者の住所ではなく、団体、事業所等が行う活動又は営業の主たる拠点をいう。  
 (5) 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」と言う。)を徴収する場合の使用料は、当該基本使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。  
 この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。  
 ア 入場料が1,000円未満のとき 30%  
 イ 入場料が1,000円以上、3,000円未満のとき 50%  
 ウ 入場料が3,000円以上のとき 100%  
 (6) ハートピアホール、小ホールの使用者が営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、当該基本使用料に100%を乗じて得た額を加算する。  
 (7) 展示交流ホール、会議室、コミュニケーションパーク、芝生広場を営利を目的とする団体が使用する場合の使用料は、当該基本使用料に100%を乗じて得た額を加算する。  
 (8) ハートピアホール、小ホールの使用者が催物に付随する形式での販売行為を行う場合は、販売行為によって売り上げた金額の5%を乗じて得た額を加算する。  
 (9) 前号以外で使用者が販売行為を行う場合は当該基本使用料に150%を乗じて得た額を加算する。  
 (10) 市外に住所を有するものが利用する場合の使用料は当該基本使用料及び次表に掲げる附属設備使用料にそれぞれ40%を乗じて得た額を加算する。  
 (11) 冷房又は暖房の設備を利用する場合の使用料は、当該基本使用料に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。  
 ア ハートピアホール、小ホール 50%  
 イ 展示交流ホール、ホワイエ 40%  
 ウ リハーサル室、楽屋、その他の部屋 30%  
 (12) 宴席及びパーティ等、又は客席を撤収して使用する場合の使用料は、当該基本使用料に100%を乗じて得た額を加算する。  
 (13) 練習、準備及び後片付けのためホール(ホワイエ、展示交流ホールを含む。)を利用する場合の使用料の額は当該基本使用料の50%の額とする。  
 (14) ハートピアホール、小ホールに付随する形で使用する会議室の基本使用料は当該基本使用料の50%の額とする。

付属施設

区分	付属設備備品名	単位	1回当たりの利用料金	備考
舞台	音響反射板(大ホール)	1式	3,500円	
	音響反射板(小ホール)	1式	2,500円	
	ピアノ(スタインウェイ 調律は別途実費)	1台	10,000円	
	ピアノ(ヤマハCF-III 調律は別途実費)	1台	5,000円	





区分	合併前				合併後				
文化会館施設 つづき	区分	種類	単位	1回当たり金額	区分	付属設備品名	単位	1回当たりの利用料金	備考
	音響	ダイナミックマイク	1本	500	音響	可搬型ミキサー（Aタイプ）	1台	1,500円	
		ワイヤレスマイク	1ch	500		可搬型ミキサー（Bタイプ）	1台	1,000円	
		CDプレイヤー	1台	500		エフェクター類	1台	200円	
		カセットレコーダー	1台	300		スライド（クセノン）（スクリーン共）	1式	2,000円	ホール専用
		レコードプレイヤー	1台	300		スライド（ハロゲン）（スクリーン共）	1式	800円	
		オープンレコーダー	1台	700		16ミリ映写機（スクリーン共）	1式	2,000円	ホール専用
		マイクスタンド（単体使用時）	1台	100		液晶プロジェクター（スクリーン共）	1式	1,500円	
		モニタースピーカー	1台	500		OHP（メタハラ）（スクリーン共）	1式	1,500円	ホール専用
	映像	MDプレイヤー	1台	500	OHP（ハロゲン）（スクリーン共）	1式	800円		
		スライド（クセノン）（スクリーン共）	一式	2,000	映画カメラ	1式	1,000円		
		スライド（ハロゲン）（スクリーン共）	一式	800	ビデオプロジェクター	1式	3,500円	ホール専用	
		16m/m映写機	一式	2,000	スクリーン（大ホール）	1張	1,000円		
		液晶ビジョン（スクリーン共）	一式	2,000	スクリーン（小ホール）	1張	500円		
		LDプレイヤー	一式	2,000	スクリーン（移動型）	1張	500円		
		OHP（メタハラ）（スクリーン共）	一式	2,000	テレビ・ビデオ・DVD	1台	500円		
		OHP（ハロゲン）（スクリーン共）	一式	800	展示パネル（展示ホール 吊りパネル）	1枚全日	500円		
	映像	書画カメラ	一式	1,000	展示パネル（可搬式 移動パネル）	1枚全日	100円		
		ビデオプロジェクター	一式	3,000	展示ライト	1灯全日	100円		
		スクリーン（大ホール）	一式	1,000	展示ガラスケース	1面全日	1,000円		
		スクリーン（小ホール）	一式	500	展示台	1台全日	100円		
		テレビ・ビデオ	一式	500	テレビ台	1台全日	100円		
	その他	展示パネル（展示ホール用 吊りパネル）	1枚全日	500	展示備品セット（3日間以上の利用に限る。ガラスケース含む）（文化事業のみ適用）	1式全日	5,000円		
		展示パネル（可搬式 移動パネル）	1枚全日	100	長机	1台全日	100円		
		展示ライト	1灯全日	100	椅子	1脚全日	60円		
		展示ガラスケース	1面全日	1,000	黒板・ホワイトボード	1台	100円		
		展示台	1台	100	テーブルセット（机3・椅子10・白布1）	1式全日	1,000円		
		展示用備品セット（3日間以上使用に限る。展示用ガラスケース含む。）	1式全日	5,000	配膳関係備品	1式全日	3,000円	配膳室使用時	
		長机	1台全日	100	電気ポット	1台	100円		
		椅子	1脚全日	60	茶道具	1式	1,000円		
		テーブルセット（机3・椅子10・白布1）	1式全日	1,000	立礼卓	1台	1,000円		
		配膳関係備品	1式	3,000	毛せん（茶会用）	1枚	100円		
		茶道具	1式	3,000	ベンチ椅子	1台	300円		
立礼卓（卓・椅子他）		1台	3,000	姿見	1本	100円			
もうせん（茶会用）		1枚	100	バーカウンター	1台	1,000円			
ベンチイス		1本全日	300	紅白幕（クリーニング代別途）	1枚	300円			
脚立（使用目的が営業、宣伝）		1本	100	舞台映像記録（テープ代含む）	1式	1,500円			
姿見（使用目的が営業、宣伝）		1本	100	電気ドラム	1台	100円			
バーカウンター		1台	1,000	ポータブルワイアレスシステム	1式	700円			
紅白幕（クリーニング代別途）		1枚	300	白布（1間用）	1枚	400円			
持込電気料（1時間）		kw	100	白布（2間用）	1枚	530円			
舞台映像記録（テープ代含む。）		1式	2,000	白布（3間用）	1枚	700円			
電気ドラム		1台	100	白布（四角用）	1枚	540円			
白布（1間用）		1枚	400	持込電気料	1kw	100円			
白布（2間用）		1枚	530						
白布（3間用）		1枚	700						
白布（四角用）		1枚	540						

備考 この利用料金は、午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、夜間（18時～22時）の使用区分をもってそれぞれ1回とする。

※この利用料金は、午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、夜間（18時～22時）の利用区分をもってそれぞれ1回とする。

区分	合併前				合併後				
学校施設	●町立学校 【三国町】 【町立学校施設使用料】 (単位:円)				●市立学校 【三国町】 【市立学校施設】				
	区分		使用料		区分		使用料		
		8:30~17:00	17:00~22:00						
小学校	体育館	300	300	三国南小	体育館	全面	500円/h		
	多目的ホール	300	300			三国北小	バドミントン1面	半面	250円/h
	教室	150	150			雄島小		100円/h	
中学校	大体育館	600	600	加戸小	グラウンド	全面	500円/h		
	小体育館	300	300	三国西小	体育館	全面	300円/h		
	武道館	300	300			半面	100円/h		
	第1会議室	150	150		グラウンド	全面	500円/h		
幼稚園	教室	150	150	三国中	大体育館	全面	700円/h		
	遊戯室	150	150			半面	350円/h		
備考 町外居住者の使用については、上記金額の5倍に相当する額とする。							1/4面	175円/h	
							バドミントン1面	100円/h	
					小体育館	全面	200円/h		
					武道場	1面	300円/h		
					グラウンド	全面	1,000円/h		
				半面		500円/h			
				備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。					
●町立学校 【丸岡町】 【町立学校施設使用料】 (単位:円)	区分		使用料			区分		使用料	
			8:30~17:00	17:00~22:00	全日				
小中学校	本校	講堂	1,500	1,500	磯部小	体育館	全面	500円/h	
		その他(1室につき)	300	300			平章小	半面	250円/h
	分校	講堂	500	500		長畝小	バドミントン1面	100円/h	
		その他(1室につき)	300	300		高椋小		グラウンド	全面
幼稚園	遊戯室	300	300	磯部小旧体育館	体育館	全面	200円/h		
	その他(1室につき)	300	300	明章小	体育館	全面	400円/h		
中学校	体育館	5,000	5,000	10,000	グラウンド	全面	500円/h		
	使用時間	映写機(35ミリフィルム使用)	映写機(36ミリフィルム使用)又は舞台照明燈(スポット等)	映写機(8ミリフィルム使用)、スライド映写機、実験実演実習電気器具					
	4時間以上	500	300	200	鳴鹿小	体育館	全面	300円/h	
	4時間を超え1時間毎に	100	70	50	竹田小	バドミントン1面	100円/h		
					グラウンド	全面	500円/h		
●町立学校夜間照明 【丸岡町】 (単位:円)	区分		使用料		丸岡中	グラウンド	全面(照明無)	500円/h	
							全面(照明有)	2,800円/1.5h	
	中学校グラウンド夜間照明施設	1時間30分未満	2,000		丸岡南中	体育館	全面	600円/h	
		3時間未満	4,000				半面	300円/h	
						バドミントン1面	100円/h		
						柔剣道場	1面	300円/h	
					グラウンド	全面(照明無)	500円/h		
						全面(照明有)	2,000円/1.5h		
	備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。								

区分	合併前	合併後																																												
学校施設 つづき	<p>●町立学校 【春江町】</p> <p><b>【町立学校施設】</b> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td>個人1回</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>個人年間</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>全面1日専用</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>全面半日専用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">校庭</td> <td>全面1日専用</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>全面半日専用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>全面専用2時間毎</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>個人1回(高校生以上)</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者の使用料は上記料金の5割増とする。 2 暖房を必要とするときは、上記金額の2割増とする。</p>	区分	使用料	体育館	個人1回	200	個人年間	1,000	全面1日専用	8,000	全面半日専用	4,000	校庭	全面1日専用	8,000	全面半日専用	4,000	全面専用2時間毎	2,000	プール	個人1回(高校生以上)	200	<p>●市立学校 【春江町】</p> <p><b>【市立学校施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">春江小</td> <td>体育館</td> <td>全面 300円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面 500円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">春江西小</td> <td>体育館</td> <td>全面 400円/h 半面 200円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面 500円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大石小</td> <td>体育館</td> <td>全面 300円/h 半面 150円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面 500円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">春江中</td> <td>体育館</td> <td>全面 500円/h 半面 250円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面 1,000円/h 半面 500円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	春江小	体育館	全面 300円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面 500円/h	春江西小	体育館	全面 400円/h 半面 200円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面 500円/h	大石小	体育館	全面 300円/h 半面 150円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面 500円/h	春江中	体育館	全面 500円/h 半面 250円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面 1,000円/h 半面 500円/h
	区分	使用料																																												
体育館	個人1回	200																																												
	個人年間	1,000																																												
	全面1日専用	8,000																																												
	全面半日専用	4,000																																												
校庭	全面1日専用	8,000																																												
	全面半日専用	4,000																																												
	全面専用2時間毎	2,000																																												
プール	個人1回(高校生以上)	200																																												
区分		使用料																																												
春江小	体育館	全面 300円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面 500円/h																																												
春江西小	体育館	全面 400円/h 半面 200円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面 500円/h																																												
大石小	体育館	全面 300円/h 半面 150円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面 500円/h																																												
春江中	体育館	全面 500円/h 半面 250円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面 1,000円/h 半面 500円/h																																												
	<p>●町立学校 【坂井町】</p> <p><b>【町立学校体育館施設】</b> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>●町立学校夜間照明 【坂井町】</p> <p><b>【夜間照明施設】</b> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中学校グラウンド夜間照明施設</td> <td>1時間につき</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え30分毎に</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者(町民及び町内に勤務する者を除く。)が使用する場合は上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料				8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	体育館	1,000	1,500	2,000	3,000	区分	使用料	中学校グラウンド夜間照明施設	1時間につき	2,200	1時間を超え30分毎に	500	<p>●市立学校 【坂井町】</p> <p><b>【市立学校施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東十郷小</td> <td>体育館</td> <td>全面 400円/h 半面 200円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面 500円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大関小 兵庫小</td> <td>体育館</td> <td>全面 200円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面 500円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">坂井中</td> <td>体育館</td> <td>全面 600円/h 半面 300円/h バドミントン1面 100円/h</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>全面(照明無) 500円/h 全面(照明有) 1,800円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	東十郷小	体育館	全面 400円/h 半面 200円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面 500円/h	大関小 兵庫小	体育館	全面 200円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面 500円/h	坂井中	体育館	全面 600円/h 半面 300円/h バドミントン1面 100円/h	グラウンド	全面(照明無) 500円/h 全面(照明有) 1,800円/h					
区分	使用料																																													
	8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日																																										
体育館	1,000	1,500	2,000	3,000																																										
区分	使用料																																													
中学校グラウンド夜間照明施設	1時間につき	2,200																																												
	1時間を超え30分毎に	500																																												
区分		使用料																																												
東十郷小	体育館	全面 400円/h 半面 200円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面 500円/h																																												
大関小 兵庫小	体育館	全面 200円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面 500円/h																																												
坂井中	体育館	全面 600円/h 半面 300円/h バドミントン1面 100円/h																																												
	グラウンド	全面(照明無) 500円/h 全面(照明有) 1,800円/h																																												

区分	合併前	合併後																																																																																																															
体育施設	<p>●三国運動公園健康管理センター 【三国町】</p> <p>【健康管理センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~16:30</th> <th>9:00~16:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td></td> <td>青少年スポーツ教室兼視聴覚室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td></td> <td>健康相談室兼休養室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室研修室</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外居住者の使用については、上記金額の10割増とする。</p>	階別	区分	室名	使用料			9:00~12:00	12:00~16:30	9:00~16:30	1階		青少年スポーツ教室兼視聴覚室	1,500	2,000	3,500	2階		健康相談室兼休養室	1,500	2,000	3,500		会議室	1,000	1,500	2,500		和室研修室	3,000	4,000	7,000	<p>●三国運動公園健康管理センター 【三国町】</p> <p>【健康管理センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~16:30</th> <th>9:00~16:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td></td> <td>青少年スポーツ教室兼視聴覚室</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td></td> <td>健康相談室兼休養室</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室研修室</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	階別	区分	室名	使用料			9:00~12:00	12:00~16:30	9:00~16:30	1階		青少年スポーツ教室兼視聴覚室	1,500円	2,000円	3,500円	2階		健康相談室兼休養室	1,500円	2,000円	3,500円		会議室	1,000円	1,500円	2,500円		和室研修室	3,000円	4,000円	7,000円																																																	
階別	区分				室名	使用料																																																																																																											
		9:00~12:00	12:00~16:30	9:00~16:30																																																																																																													
1階		青少年スポーツ教室兼視聴覚室	1,500	2,000	3,500																																																																																																												
2階		健康相談室兼休養室	1,500	2,000	3,500																																																																																																												
		会議室	1,000	1,500	2,500																																																																																																												
		和室研修室	3,000	4,000	7,000																																																																																																												
階別	区分	室名	使用料																																																																																																														
			9:00~12:00	12:00~16:30	9:00~16:30																																																																																																												
1階		青少年スポーツ教室兼視聴覚室	1,500円	2,000円	3,500円																																																																																																												
2階		健康相談室兼休養室	1,500円	2,000円	3,500円																																																																																																												
		会議室	1,000円	1,500円	2,500円																																																																																																												
		和室研修室	3,000円	4,000円	7,000円																																																																																																												
(体育館)	<p>●三国町民体育館 【三国町】</p> <p>【町民体育館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">個人使用料</th> <th colspan="8">団体使用(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第1競技場</th> <th colspan="2">第2競技場</th> <th rowspan="2">ミーティング室</th> <th rowspan="2">卓球室</th> <th rowspan="2">卓球室</th> <th rowspan="2">卓球室</th> </tr> <tr> <th>全面</th> <th>半面</th> <th>バドミントン1面</th> <th>全面</th> <th>バドミントン1面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育・スポーツ等に使用</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>500</td> <td>100</td> <td>300</td> <td>100</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>集会・講演会に使用</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3,000</td> <td>—</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>集會・講演會に使用</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>600</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>興行・催物等に使用</td> <td>—</td> <td>15,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7,500</td> <td>—</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは、1団の使用者数が10人以上のものをいう。 2 上記使用料には電気料も含む。 3 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	個人使用料	団体使用(1時間当たり)								第1競技場		第2競技場		ミーティング室	卓球室	卓球室	卓球室	全面	半面	バドミントン1面	全面	バドミントン1面	体育・スポーツ等に使用	100	1,000	500	100	300	100	250	250	250	集会・講演会に使用	—	10,000	—	—	3,000	—	2,500	2,500	2,500	集會・講演會に使用	—	2,000	—	—	600	—	500	500	500	興行・催物等に使用	—	15,000	—	—	7,500	—	5,000	5,000	5,000	<p>●三国体育館 【三国町】</p> <p>【体育センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">個人使用料</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">スポーツ使用</th> <th colspan="2">目的外使用</th> <th rowspan="2">1回あたり</th> </tr> <tr> <th>入場料有</th> <th>入場料無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1競技場</td> <td>100</td> <td>800円/h 400円/h 200円/h バドミントン1面 100円/h</td> <td>スポーツ使用時の20倍</td> <td>スポーツ使用時の10倍</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2競技場</td> <td>—</td> <td>300円/h 100円/h</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td>—</td> <td>1台 100円/h</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>—</td> <td>1面 300円/h</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> <td>—</td> <td>100円/h</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>—</td> <td>100円/h</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	個人使用料	使用料				スポーツ使用	目的外使用		1回あたり	入場料有	入場料無	第1競技場	100	800円/h 400円/h 200円/h バドミントン1面 100円/h	スポーツ使用時の20倍	スポーツ使用時の10倍	—	第2競技場	—	300円/h 100円/h	—	—	—	卓球室	—	1台 100円/h	—	—	—	武道場	—	1面 300円/h	—	—	—	ミーティング室	—	100円/h	—	—	—	トレーニング室	—	100円/h	—	—	—
区分	個人使用料			団体使用(1時間当たり)																																																																																																													
				第1競技場		第2競技場		ミーティング室	卓球室	卓球室	卓球室																																																																																																						
		全面	半面	バドミントン1面	全面	バドミントン1面																																																																																																											
体育・スポーツ等に使用	100	1,000	500	100	300	100	250	250	250																																																																																																								
集会・講演会に使用	—	10,000	—	—	3,000	—	2,500	2,500	2,500																																																																																																								
集會・講演會に使用	—	2,000	—	—	600	—	500	500	500																																																																																																								
興行・催物等に使用	—	15,000	—	—	7,500	—	5,000	5,000	5,000																																																																																																								
区分	個人使用料	使用料																																																																																																															
		スポーツ使用	目的外使用		1回あたり																																																																																																												
			入場料有	入場料無																																																																																																													
第1競技場	100	800円/h 400円/h 200円/h バドミントン1面 100円/h	スポーツ使用時の20倍	スポーツ使用時の10倍	—																																																																																																												
第2競技場	—	300円/h 100円/h	—	—	—																																																																																																												
卓球室	—	1台 100円/h	—	—	—																																																																																																												
武道場	—	1面 300円/h	—	—	—																																																																																																												
ミーティング室	—	100円/h	—	—	—																																																																																																												
トレーニング室	—	100円/h	—	—	—																																																																																																												
	<p>●地区体育館 【三国町】</p> <p>【地区体育館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">区分</th> <th rowspan="4">個人使用料</th> <th colspan="7">団体使用料(1回当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">競技場</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育・スポーツ等のために使用</td> <td>100</td> <td>600</td> <td>200</td> <td>600</td> <td>200</td> <td>600</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>集會・講演會、興行・催物等に使用</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは、1団の使用者数が10人以上のものをいう。 2 上記使用料には電気料も含む。 3 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、上記金額の3倍に相当する額とする。</p>	区分	個人使用料	団体使用料(1回当たり)							競技場						その他	午前		午後		夜間		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30	体育・スポーツ等のために使用	100	600	200	600	200	600	200	250	集會・講演會、興行・催物等に使用	—	10,000	—	10,000	—	10,000	—	5,000	<p>●地区体育館 【三国町】</p> <p>【地区体育館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">区分</th> <th rowspan="4">個人使用料</th> <th colspan="8">団体使用料(1回当たり)</th> </tr> <tr> <th colspan="8">競技場</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ使用</td> <td>100</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>1,800</td> <td>900</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>目的外使用</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>30,000</td> <td>—</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは1団の使用者数が10名以上のものをいう。 2 上記料金には電気料を含む。 3 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	個人使用料	団体使用料(1回当たり)								競技場								午前		午後		夜間		全日		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30	スポーツ使用	100	600	300	600	300	600	300	1,800	900	250	目的外使用	—	10,000	—	10,000	—	10,000	—	30,000	—	5,000											
区分	個人使用料			団体使用料(1回当たり)																																																																																																													
				競技場						その他																																																																																																							
				午前		午後		夜間																																																																																																									
		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30																																																																																																											
体育・スポーツ等のために使用	100	600	200	600	200	600	200	250																																																																																																									
集會・講演會、興行・催物等に使用	—	10,000	—	10,000	—	10,000	—	5,000																																																																																																									
区分	個人使用料	団体使用料(1回当たり)																																																																																																															
		競技場																																																																																																															
		午前		午後		夜間		全日																																																																																																									
		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30	9:00~21:30																																																																																																									
スポーツ使用	100	600	300	600	300	600	300	1,800	900	250																																																																																																							
目的外使用	—	10,000	—	10,000	—	10,000	—	30,000	—	5,000																																																																																																							

区分	合併前	合併後																																														
(体育館) つづき	<p>●丸岡町民第二体育館【丸岡町】</p> <p>【町民第二体育館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">団体使用料</th> <th rowspan="2">個人使用</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,100</td> <td>中学校以下1人1回10円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>250</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>1,050</td> <td>高校生以上1人1回50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 10人以上のグループを団体として扱う。  2 町外居住者が使用をするときは、使用料の5割を加算する。  3 個人使用の1回とは、団体使用の各時間区分によりそれぞれ1回とする。  4 冬期間(11月~3月)は21:00までとする。</p> <p>運動器具使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運動器具</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バレーボール</td> <td>1組1回</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>バスケットボール</td> <td>1組1回</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>バドミントン</td> <td>1組1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>テニス</td> <td>1組1回</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	区分	団体使用料				個人使用	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日	全面	500	800	800	2,100	中学校以下1人1回10円	半面	250	400	400	1,050	高校生以上1人1回50円	運動器具	単位	使用料	バレーボール	1組1回	100	バスケットボール	1組1回	100	バドミントン	1組1回	50	テニス	1組1回	200	<p>●丸岡今福体育館【丸岡町】</p> <p>【体育センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館施設</td> <td>全面</td> <td>400円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>200円/h</td> </tr> <tr> <td>バドミントン1面</td> <td>100円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	体育館施設	全面	400円/h	半面	200円/h	バドミントン1面	100円/h
	区分		団体使用料					個人使用																																								
9:00~12:00		12:00~17:00	17:00~21:30	全日																																												
全面	500	800	800	2,100	中学校以下1人1回10円																																											
半面	250	400	400	1,050	高校生以上1人1回50円																																											
運動器具	単位	使用料																																														
バレーボール	1組1回	100																																														
バスケットボール	1組1回	100																																														
バドミントン	1組1回	50																																														
テニス	1組1回	200																																														
区分	使用料																																															
体育館施設	全面	400円/h																																														
	半面	200円/h																																														
	バドミントン1面	100円/h																																														
	<p>●春江町体育センター【春江町】</p> <p>【体育センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人1回(中学生以下)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>個人1回(高校生以上)</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>団体(10名以上)年間1名</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>専用使用料(全面) 1日</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>専用使用料(全面) 2日</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者の使用料は上記料金の5割増とする。</p>	区分	使用料	個人1回(中学生以下)	100	個人1回(高校生以上)	200	団体(10名以上)年間1名	1,000	専用使用料(全面) 1日	8,000	専用使用料(全面) 2日	4,000	<p>●春江体育館【春江町】</p> <p>【体育センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td>全面</td> <td>600円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>300円/h</td> </tr> <tr> <td>1/4面</td> <td>150円/h</td> </tr> <tr> <td>バドミントン1面</td> <td>100円/h</td> </tr> <tr> <td>卓球室・トレーニング</td> <td>100円/h</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> <td>50円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	体育館	全面	600円/h	半面	300円/h	1/4面	150円/h	バドミントン1面	100円/h	卓球室・トレーニング	100円/h	ミーティング室	50円/h																			
区分	使用料																																															
個人1回(中学生以下)	100																																															
個人1回(高校生以上)	200																																															
団体(10名以上)年間1名	1,000																																															
専用使用料(全面) 1日	8,000																																															
専用使用料(全面) 2日	4,000																																															
区分	使用料																																															
体育館	全面	600円/h																																														
	半面	300円/h																																														
	1/4面	150円/h																																														
	バドミントン1面	100円/h																																														
卓球室・トレーニング	100円/h																																															
ミーティング室	50円/h																																															
	<p>●B&amp;G 海洋センター【春江町】</p> <p>【B&amp;G 海洋センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">体育館</td> <td>個人1回(中学生以下)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>個人1回(高校生以上)</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>団体(10名以上)年間1名</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>専用使用料(全面) 1日</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>専用使用料(全面) 半日</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者の使用料は上記の料金の5割増とする。</p>	区分	使用料	体育館	個人1回(中学生以下)	100	個人1回(高校生以上)	200	団体(10名以上)年間1名	1,000	専用使用料(全面) 1日	8,000	専用使用料(全面) 半日	4,000	<p>●春江 B&amp;G 海洋センター【春江町】</p> <p>【B&amp;G 海洋センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td>全面</td> <td>400円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>200円/h</td> </tr> <tr> <td>バドミントン1面</td> <td>100円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2体育館</td> <td>全面</td> <td>200円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>100円/h</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> <td>50円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	体育館	全面	400円/h	半面	200円/h	バドミントン1面	100円/h	第2体育館	全面	200円/h	半面	100円/h	ミーティング室	50円/h																	
区分	使用料																																															
体育館	個人1回(中学生以下)	100																																														
	個人1回(高校生以上)	200																																														
	団体(10名以上)年間1名	1,000																																														
	専用使用料(全面) 1日	8,000																																														
	専用使用料(全面) 半日	4,000																																														
区分	使用料																																															
体育館	全面	400円/h																																														
	半面	200円/h																																														
	バドミントン1面	100円/h																																														
第2体育館	全面	200円/h																																														
	半面	100円/h																																														
ミーティング室	50円/h																																															
	<p>●坂井農村教養文化体育施設【坂井町】</p> <p>【坂井農村教養文化体育施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用</td> <td colspan="2">700</td> </tr> <tr> <td>個人使用(16歳以上)</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体使用: 坂井農村教養文化体育施設に登録した10人以上の団体で年間1人につき</p>	区分	使用料		9:00~17:00	17:00~21:30	団体使用	700		個人使用(16歳以上)	100	150	<p>●坂井体育館【坂井町】</p> <p>【農村教養文化体育施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td>全面</td> <td>400円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>200円/h</td> </tr> <tr> <td>バドミントン1面</td> <td>100円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	体育館	全面	400円/h	半面	200円/h	バドミントン1面	100円/h																										
区分	使用料																																															
	9:00~17:00	17:00~21:30																																														
団体使用	700																																															
個人使用(16歳以上)	100	150																																														
区分	使用料																																															
体育館	全面	400円/h																																														
	半面	200円/h																																														
	バドミントン1面	100円/h																																														

区分	合併前	合併後																															
(グラウンド)	<p>●町営野球場 【三国町】</p> <p>【町営グラウンド施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド施設使用料</td> <td>町内 500</td> </tr> <tr> <td>町外 1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明施設使用料</td> <td>町内 3,200</td> </tr> <tr> <td>町外 6,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町内とは、町内居住者又は町内勤務者 2 上記使用料には消費税を含む。</p>	区分	使用料(1時間)	グラウンド施設使用料	町内 500	町外 1,000	照明施設使用料	町内 3,200	町外 6,400	<p>●三国グラウンド 【三国町】</p> <p>【グラウンド施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド施設</td> <td>(照明無) 500円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有) 3,200円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	グラウンド施設	(照明無) 500円/h	(照明有) 3,200円/h																		
区分	使用料(1時間)																																
グラウンド施設使用料	町内 500																																
	町外 1,000																																
照明施設使用料	町内 3,200																																
	町外 6,400																																
区分	使用料																																
グラウンド施設	(照明無) 500円/h																																
	(照明有) 3,200円/h																																
	<p>●三国運動公園多目的競技場 【三国町】</p> <p>【多目的競技場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スポーツ・レクリエーション等のために使用</td> <td>競技場使用料 1時間につき 1000</td> </tr> <tr> <td>全灯 3,200</td> </tr> <tr> <td>1/2灯 1,600</td> </tr> <tr> <td>サイドライン全灯 2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の目的として使用</td> <td>競技場使用料 町長が別に定める。</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 町長が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	スポーツ・レクリエーション等のために使用	競技場使用料 1時間につき 1000	全灯 3,200	1/2灯 1,600	サイドライン全灯 2,400	上記以外の目的として使用	競技場使用料 町長が別に定める。	照明施設使用料 町長が別に定める。	<p>●三国運動公園多目的競技場 【三国町】</p> <p>【多目的競技場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">スポーツ・レクリエーション等のために使用</td> <td>競技場使用料 全面 1,000円/h</td> </tr> <tr> <td>競技場使用料 半面 500円/h</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料(使用料含む) 全面(ライト有) 2,500円/h</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料(使用料含む) 全面(ライト無) 2,200円/h</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料(使用料含む) 半面 1,100円/h</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料(使用料含む) サイドライン全灯 1,300円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の目的として使用</td> <td>競技場使用料 市長が別に定める</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 市長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	スポーツ・レクリエーション等のために使用	競技場使用料 全面 1,000円/h	競技場使用料 半面 500円/h	照明施設使用料(使用料含む) 全面(ライト有) 2,500円/h	照明施設使用料(使用料含む) 全面(ライト無) 2,200円/h	照明施設使用料(使用料含む) 半面 1,100円/h	照明施設使用料(使用料含む) サイドライン全灯 1,300円/h	上記以外の目的として使用	競技場使用料 市長が別に定める	照明施設使用料 市長が別に定める									
区分	使用料																																
スポーツ・レクリエーション等のために使用	競技場使用料 1時間につき 1000																																
	全灯 3,200																																
	1/2灯 1,600																																
	サイドライン全灯 2,400																																
上記以外の目的として使用	競技場使用料 町長が別に定める。																																
	照明施設使用料 町長が別に定める。																																
区分	使用料																																
スポーツ・レクリエーション等のために使用	競技場使用料 全面 1,000円/h																																
	競技場使用料 半面 500円/h																																
	照明施設使用料(使用料含む) 全面(ライト有) 2,500円/h																																
	照明施設使用料(使用料含む) 全面(ライト無) 2,200円/h																																
	照明施設使用料(使用料含む) 半面 1,100円/h																																
	照明施設使用料(使用料含む) サイドライン全灯 1,300円/h																																
上記以外の目的として使用	競技場使用料 市長が別に定める																																
	照明施設使用料 市長が別に定める																																
	<p>●三国運動公園陸上競技場 【三国町】</p> <p>【陸上競技場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>入場料を徴収しない場合 1,000</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合 3,000</td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>1回につき1人 200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料(1時間当り)	専用使用	入場料を徴収しない場合 1,000	入場料を徴収する場合 3,000	個人使用	1回につき1人 200	<p>●三国運動公園陸上競技場 【三国町】</p> <p>【陸上競技場施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																								
区分	使用料(1時間当り)																																
専用使用	入場料を徴収しない場合 1,000																																
	入場料を徴収する場合 3,000																																
個人使用	1回につき1人 200																																
	<p>●丸岡運動公園グラウンド及び夜間照明施設【丸岡町】</p> <p>【運動公園グラウンド及び夜間照明施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球用</td> <td>半日 4,050</td> <td>1時間30分未満 3,000</td> </tr> <tr> <td>1日 8,100</td> <td>3時間未満 6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ソフトボール用</td> <td>半日 1,800</td> <td>1時間30分未満 2,000</td> </tr> <tr> <td>1日 3,600</td> <td>3時間未満 4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的用</td> <td>半日 4,750</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日 9,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町内者(町民又は、丸岡町内に勤務する者)が昼間使用する場合は、無料とする。 2 町外者(町内又は、丸岡町内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料		昼間	夜間	野球用	半日 4,050	1時間30分未満 3,000	1日 8,100	3時間未満 6,000	ソフトボール用	半日 1,800	1時間30分未満 2,000	1日 3,600	3時間未満 4,000	多目的用	半日 4,750		1日 9,500円		<p>●丸岡運動公園多目的グラウンド【丸岡町】</p> <p>【運動公園グラウンド】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球用</td> <td>(照明無) 500円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有) 3,500円/1.5h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ソフトボール用</td> <td>(照明無) 500円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有) 2,000円/1.5h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的用</td> <td>(照明無) 1,000円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有) 5,500円/1.5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	野球用	(照明無) 500円/h	(照明有) 3,500円/1.5h	ソフトボール用	(照明無) 500円/h	(照明有) 2,000円/1.5h	多目的用	(照明無) 1,000円/h	(照明有) 5,500円/1.5h
区分	使用料																																
	昼間	夜間																															
野球用	半日 4,050	1時間30分未満 3,000																															
	1日 8,100	3時間未満 6,000																															
ソフトボール用	半日 1,800	1時間30分未満 2,000																															
	1日 3,600	3時間未満 4,000																															
多目的用	半日 4,750																																
	1日 9,500円																																
区分	使用料																																
野球用	(照明無) 500円/h																																
	(照明有) 3,500円/1.5h																																
ソフトボール用	(照明無) 500円/h																																
	(照明有) 2,000円/1.5h																																
多目的用	(照明無) 1,000円/h																																
	(照明有) 5,500円/1.5h																																

区分	合併前	合併後																							
(グラウンド) つづき	<p>●まるおカスポーツランド多目的グラウンド【丸岡町】 【多目的グラウンド施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>8:30~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 丸岡町民又は丸岡町内に勤務する者が使用するときは、使用料は徴収しない。</p>	区分	使用料			8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	全面	5,000	6,000	10,000	半面	2,500	3,000	5,000	<p>●丸岡スポーツランド多目的グラウンド【丸岡町】 【多目的グラウンド施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>全面</td> <td>2,000 円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1,000 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	グラウンド	全面	2,000 円/h	半面	1,000 円/h
	区分		使用料																						
8:30~12:00		13:00~17:00	8:30~17:00																						
全面	5,000	6,000	10,000																						
半面	2,500	3,000	5,000																						
区分		使用料																							
グラウンド	全面	2,000 円/h																							
	半面	1,000 円/h																							
	<p>●勤労者運動場【坂井町】 【勤労者運動場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>終日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			8:00~12:00	12:00~17:00	終日	全面	5,000	5,000	10,000	半面	2,500	2,500	5,000	<p>●坂井グラウンド【坂井町】 【グラウンド施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>全面</td> <td>1,000 円/h</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>500 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	グラウンド	全面	1,000 円/h	半面	500 円/h
区分	使用料																								
	8:00~12:00	12:00~17:00	終日																						
全面	5,000	5,000	10,000																						
半面	2,500	2,500	5,000																						
区分		使用料																							
グラウンド	全面	1,000 円/h																							
	半面	500 円/h																							
	<p>●坂井中央公園【坂井町】 【坂井中央公園施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場夜間照明施設</td> <td>1時間 2,200 (ただし、1時間を越えて使用する場合は、30分増すごとに500円を加える。)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	多目的広場夜間照明施設	1時間 2,200 (ただし、1時間を越えて使用する場合は、30分増すごとに500円を加える。)	<p>●東十郷中央公園グラウンド【坂井町】 【中央公園グラウンド】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>(照明無)</td> <td>500 円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有)</td> <td>1,300 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	グラウンド	(照明無)	500 円/h	(照明有)	1,300 円/h											
区分	使用料																								
多目的広場夜間照明施設	1時間 2,200 (ただし、1時間を越えて使用する場合は、30分増すごとに500円を加える。)																								
区分		使用料																							
グラウンド	(照明無)	500 円/h																							
	(照明有)	1,300 円/h																							
	<p>●清永運動場【坂井町】 【清永運動場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動場</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	運動場	1,000	1,000	1,000	<p>●清永グラウンド【坂井町】 【グラウンド施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	グラウンド	1,000 円	1,000 円	1,000 円	
区分	使用料																								
	8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30																						
運動場	1,000	1,000	1,000																						
区分	使用料																								
	8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30																						
グラウンド	1,000 円	1,000 円	1,000 円																						
(テニス)	<p>●三国運動公園テニス場【三国町】 【テニス場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コート使用料</td> <td>300/面</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用者が本町住民以外の場合は、各使用料の2倍とする。</p>	区分	使用料(1時間当り)	コート使用料	300/面	照明施設使用料	400	<p>●三国運動公園テニス場【三国町】 【運動公園テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面(照明無)</td> <td>400 円/h</td> </tr> <tr> <td>1面(照明有)</td> <td>600 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	テニスコート	1面(照明無)	400 円/h	1面(照明有)	600 円/h									
	区分	使用料(1時間当り)																							
コート使用料	300/面																								
照明施設使用料	400																								
区分		使用料																							
テニスコート	1面(照明無)	400 円/h																							
	1面(照明有)	600 円/h																							
	<p>●丸岡運動公園庭球場及び夜間照明施設【丸岡町】 【運動公園庭球場及び夜間照明施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間1コート</td> <td>1時間当たり 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間1コート</td> <td>1時間30分未満 500</td> </tr> <tr> <td>3時間未満 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	昼間1コート	1時間当たり 200	夜間1コート	1時間30分未満 500	3時間未満 1,000	<p>●丸岡運動公園テニス場【丸岡町】 【運動公園テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面(照明無)</td> <td>400 円/h</td> </tr> <tr> <td>1面(照明有)</td> <td>900 円/1.5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	テニスコート	1面(照明無)	400 円/h	1面(照明有)	900 円/1.5h								
区分	使用料																								
昼間1コート	1時間当たり 200																								
夜間1コート	1時間30分未満 500																								
	3時間未満 1,000																								
区分		使用料																							
テニスコート	1面(照明無)	400 円/h																							
	1面(照明有)	900 円/1.5h																							

区分	合併前	合併後												
(テニス) つづき	<p>●丸岡情報団地公園庭球場及び夜間照明施設【丸岡町】</p> <p>【丸岡情報団地公園庭球場及び夜間照明施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間1コート</td> <td>1時間当たり 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間1コート</td> <td>1時間30分未満 500</td> </tr> <tr> <td>3時間未満 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	昼間1コート	1時間当たり 200	夜間1コート	1時間30分未満 500	3時間未満 1,000	<p>●丸岡情報団地公園テニス場【丸岡町】</p> <p>【運動公園テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面（照明無） 400円/h</td> </tr> <tr> <td>1面（照明有） 900円/1.5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	テニスコート	1面（照明無） 400円/h	1面（照明有） 900円/1.5h
	区分	使用料												
	昼間1コート	1時間当たり 200												
	夜間1コート	1時間30分未満 500												
		3時間未満 1,000												
区分	使用料													
テニスコート	1面（照明無） 400円/h													
	1面（照明有） 900円/1.5h													
<p>●磯部庭球場及び夜間照明施設【丸岡町】</p> <p>【磯部庭球場及び夜間照明施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間1コート</td> <td>1時間当たり 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間1コート</td> <td>1時間30分未満 500</td> </tr> <tr> <td>3時間未満 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	昼間1コート	1時間当たり 200	夜間1コート	1時間30分未満 500	3時間未満 1,000	<p>●磯部テニス場【丸岡町】</p> <p>【テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面（照明無） 400円/h</td> </tr> <tr> <td>1面（照明有） 900円/1.5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	テニスコート	1面（照明無） 400円/h	1面（照明有） 900円/1.5h	
区分	使用料													
昼間1コート	1時間当たり 200													
夜間1コート	1時間30分未満 500													
	3時間未満 1,000													
区分	使用料													
テニスコート	1面（照明無） 400円/h													
	1面（照明有） 900円/1.5h													
<p>●鳴鹿庭球場及び夜間照明施設【丸岡町】</p> <p>【鳴鹿庭球場及び夜間照明施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間1コート</td> <td>1時間当たり 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間1コート</td> <td>1時間30分未満 500</td> </tr> <tr> <td>3時間未満 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	昼間1コート	1時間当たり 200	夜間1コート	1時間30分未満 500	3時間未満 1,000	<p>●鳴鹿テニス場【丸岡町】</p> <p>【テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面（照明無） 400円/h</td> </tr> <tr> <td>1面（照明有） 900円/1.5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	テニスコート	1面（照明無） 400円/h	1面（照明有） 900円/1.5h	
区分	使用料													
昼間1コート	1時間当たり 200													
夜間1コート	1時間30分未満 500													
	3時間未満 1,000													
区分	使用料													
テニスコート	1面（照明無） 400円/h													
	1面（照明有） 900円/1.5h													
<p>●町宮庭球場【春江町】</p> <p>【庭球場施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面(1時間毎)</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者の使用料は上記料金の5割増とする。</p>	区分	使用料	1面(1時間毎)	400	<p>●春江テニス場【春江町】</p> <p>【テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面 400円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	テニスコート	1面 400円/h					
区分	使用料													
1面(1時間毎)	400													
区分	使用料													
テニスコート	1面 400円/h													
<p>●坂井中央公園【坂井町】</p> <p>【坂井中央公園施設】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>コート使用料 1人1回 300</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 1時間につき 300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	テニスコート	コート使用料 1人1回 300	照明施設使用料 1時間につき 300	<p>●東十郷中央公園テニス場【坂井町】</p> <p>【中央公園テニス場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面（照明無） 400円/h</td> </tr> <tr> <td>1面（照明有） 600円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	テニスコート	1面（照明無） 400円/h	1面（照明有） 600円/h			
区分	使用料													
テニスコート	コート使用料 1人1回 300													
	照明施設使用料 1時間につき 300													
区分	使用料													
テニスコート	1面（照明無） 400円/h													
	1面（照明有） 600円/h													



区分	合併前	合併後														
(ゲートボール)	<p>●三国運動公園ゲートボール場【三国町】</p> <p>【ゲートボール場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋内</td> <td>競技場使用料 1面 1,000</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 1時間につき 全灯 200 1/2灯 100</td> </tr> <tr> <td>屋外 競技場使用料 1面 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、上記金額の2倍に相当する額とする。 2 1時間未満の場合30分までは、上記金額の半額とする。</p>	区分	使用料(1時間当り)	屋内	競技場使用料 1面 1,000	照明施設使用料 1時間につき 全灯 200 1/2灯 100	屋外 競技場使用料 1面 1,000	<p>●三国運動公園ゲートボール場【三国町】</p> <p>【ゲートボール場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td>1面(照明無) 300円/h</td> </tr> <tr> <td>1面(照明有) 400円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td>1面(照明無) 200円/h</td> </tr> <tr> <td>1面(照明有) 400円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	屋内	1面(照明無) 300円/h	1面(照明有) 400円/h	屋外	1面(照明無) 200円/h	1面(照明有) 400円/h
区分	使用料(1時間当り)															
屋内	競技場使用料 1面 1,000															
	照明施設使用料 1時間につき 全灯 200 1/2灯 100															
	屋外 競技場使用料 1面 1,000															
区分	使用料															
屋内	1面(照明無) 300円/h															
	1面(照明有) 400円/h															
屋外	1面(照明無) 200円/h															
	1面(照明有) 400円/h															
	<p>●町民ゲートボール場夜間照明【丸岡町】</p> <p>【町民ゲートボール場夜間照明施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間1コート</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者(町民または丸岡町内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	夜間1コート	200	<p>●丸岡ゲートボール場【丸岡町】</p> <p>【ゲートボール場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゲートボール場</td> <td>1面(照明無) 200円/h</td> </tr> <tr> <td>1面(照明有) 400円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	ゲートボール場	1面(照明無) 200円/h	1面(照明有) 400円/h					
区分	使用料															
夜間1コート	200															
区分	使用料															
ゲートボール場	1面(照明無) 200円/h															
	1面(照明有) 400円/h															
		<p>●東十郷中央公園ゲートボール場【坂井町】</p> <p>【中央公園ゲートボール場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゲートボール場</td> <td>1面(照明無) 200円/h</td> </tr> <tr> <td>1面(照明有) 400円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	ゲートボール場	1面(照明無) 200円/h	1面(照明有) 400円/h									
区分	使用料															
ゲートボール場	1面(照明無) 200円/h															
	1面(照明有) 400円/h															
	<p>●坂井町立屋内スポーツセンター【坂井町】</p> <p>【屋内スポーツセンター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間・1面)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技場使用料</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者(町民及び町内に勤務する者を除く。)が使用する場合は上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料(1時間・1面)	競技場使用料	300	照明施設使用料	100	<p>●坂井屋内スポーツセンター【坂井町】</p> <p>【屋内スポーツセンター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゲートボール場</td> <td>(照明無) 300円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有) 400円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	ゲートボール場	(照明無) 300円/h	(照明有) 400円/h			
区分	使用料(1時間・1面)															
競技場使用料	300															
照明施設使用料	100															
区分	使用料															
ゲートボール場	(照明無) 300円/h															
	(照明有) 400円/h															
(球技場)	<p>●三国運動公園野球場【三国町】</p> <p>【野球場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有料試合</td> <td>施設使用料 1時間当り 3,000円</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 1時間当り 全灯 33,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無料試合及び練習</td> <td>施設使用料 1時間当り 1,000円</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 1時間当り 全灯 8,000円</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 1時間当り 2/3灯 7,500円</td> </tr> <tr> <td>照明施設使用料 1時間当り 1/3灯 6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	有料試合	施設使用料 1時間当り 3,000円	照明施設使用料 1時間当り 全灯 33,000円	無料試合及び練習	施設使用料 1時間当り 1,000円	照明施設使用料 1時間当り 全灯 8,000円	照明施設使用料 1時間当り 2/3灯 7,500円	照明施設使用料 1時間当り 1/3灯 6,500円	<p>●三国運動公園野球場【三国町】</p> <p>【野球場施設】</p> <p>合併前と同じ</p>				
区分	使用料															
有料試合	施設使用料 1時間当り 3,000円															
	照明施設使用料 1時間当り 全灯 33,000円															
無料試合及び練習	施設使用料 1時間当り 1,000円															
	照明施設使用料 1時間当り 全灯 8,000円															
	照明施設使用料 1時間当り 2/3灯 7,500円															
	照明施設使用料 1時間当り 1/3灯 6,500円															

区分	合併前	合併後																																																																		
(球技場) つづき	<p>●まるおカスポーツランドサッカー場【丸岡町】</p> <p>【サッカー場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>8:30~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュア スポーツに 使用する場 合</td> <td>中学生以下 3,000</td> <td>高校生 6,000</td> <td>一般 9,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場料徴収 60,000</td> <td>60,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポーツ以外のス ポーツに使用する場 合</td> <td>120,000</td> <td>140,000</td> <td>240,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 入場料を徴収する場合は、会費、賛助金、寄付金等を受ける場合を含む。 2 町外居住者が使用をするときは、使用料の5割を加算する。</p>	区分	使用料			8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	アマチュア スポーツに 使用する場 合	中学生以下 3,000	高校生 6,000	一般 9,000		入場料徴収 60,000	60,000	70,000	アマチュアスポーツ以外のス ポーツに使用する場 合	120,000	140,000	240,000	<p>●丸岡スポーツランドサッカー場【丸岡町】</p> <p>【サッカー場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>8:30~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アマチュアスポ ーツに 使用する場 合</td> <td>中学生以下</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>6,000円</td> <td>6,500円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>入場料徴収</td> <td>60,000円</td> <td>70,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>アマチュアスポ ーツ以外のス ポーツに使用する 場 合</td> <td>120,000円</td> <td>140,000円</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 入場料を徴収する場合は、会費、賛助金、寄付金等を受ける場合を含む。 2 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料			8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	アマチュアスポ ーツに 使用する場 合	中学生以下	3,000円	3,500円	6,000円	高校生	6,000円	6,500円	12,000円	一般	9,000円	10,000円	18,000円	入場料徴収	60,000円	70,000円	120,000円	アマチュアスポ ーツ以外のス ポーツに使用する 場 合	120,000円	140,000円	240,000円																			
区分	使用料																																																																			
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00																																																																	
アマチュア スポーツに 使用する場 合	中学生以下 3,000	高校生 6,000	一般 9,000																																																																	
	入場料徴収 60,000	60,000	70,000																																																																	
アマチュアスポーツ以外のス ポーツに使用する場 合	120,000	140,000	240,000																																																																	
区分	使用料																																																																			
	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00																																																																	
アマチュアスポ ーツに 使用する場 合	中学生以下	3,000円	3,500円	6,000円																																																																
	高校生	6,000円	6,500円	12,000円																																																																
	一般	9,000円	10,000円	18,000円																																																																
	入場料徴収	60,000円	70,000円	120,000円																																																																
アマチュアスポ ーツ以外のス ポーツに使用する 場 合	120,000円	140,000円	240,000円																																																																	
	<p>●まるおカスポーツランド合宿所【丸岡町】</p> <p>【合宿所施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>高校生</th> <th>中学生以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊 1人1泊につき</td> <td>2,000</td> <td>1,500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宿泊 以外 の使 用</td> <td>区分</td> <td>8:30~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>8:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>8畳間</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>6畳間</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>1,000</td> <td>1,100</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1人1回</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 宿泊時間は、午後6時から翌日の午前8時30分までとする。</p>	区分	使用料			一般	高校生	中学生以下	宿泊 1人1泊につき	2,000	1,500	1,000	宿泊 以外 の使 用	区分	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	8畳間	800	900	1,600	6畳間	500	600	1,000	食堂	1,000	1,100	2,000	シャワー室	1人1回	100			<p>●丸岡スポーツランド合宿所【丸岡町】</p> <p>【合宿所施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>高校生</th> <th>中学生以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊 1人1泊につき</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宿泊以外 の使用</td> <td>区分</td> <td>8:30~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>8:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>8畳間</td> <td>800円</td> <td>900円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>6畳間</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>1,000円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1人</td> <td>100円/回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料			一般	高校生	中学生以下	宿泊 1人1泊につき	2,000円	1,500円	1,000円	宿泊以外 の使用	区分	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00	8畳間	800円	900円	1,600円	6畳間	500円	600円	1,000円	食堂	1,000円	1,100円	2,000円	シャワー室	1人	100円/回		
区分	使用料																																																																			
	一般	高校生	中学生以下																																																																	
宿泊 1人1泊につき	2,000	1,500	1,000																																																																	
宿泊 以外 の使 用	区分	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00																																																																
	8畳間	800	900	1,600																																																																
	6畳間	500	600	1,000																																																																
	食堂	1,000	1,100	2,000																																																																
シャワー室	1人1回	100																																																																		
区分	使用料																																																																			
	一般	高校生	中学生以下																																																																	
宿泊 1人1泊につき	2,000円	1,500円	1,000円																																																																	
宿泊以外 の使用	区分	8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~17:00																																																																
	8畳間	800円	900円	1,600円																																																																
	6畳間	500円	600円	1,000円																																																																
	食堂	1,000円	1,100円	2,000円																																																																
シャワー室	1人	100円/回																																																																		
	<p>●球技場【春江町】</p> <p>【球技場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>全面(2時間毎) 2,000</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>専用使用(全面) 1日 8,000</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>専用使用(全面) 半日 4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者の使用料は上記料金の5割増とする。</p>	区分	使用料	北部	全面(2時間毎) 2,000	東部	専用使用(全面) 1日 8,000	南部	専用使用(全面) 半日 4,000	<p>●球技場【春江町】</p> <p>【球技場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春江北グラウンド 春江東グラウンド</td> <td>500円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	春江北グラウンド 春江東グラウンド	500円/h																																																						
区分	使用料																																																																			
北部	全面(2時間毎) 2,000																																																																			
東部	専用使用(全面) 1日 8,000																																																																			
南部	専用使用(全面) 半日 4,000																																																																			
区分	使用料																																																																			
春江北グラウンド 春江東グラウンド	500円/h																																																																			
	<p>●球技場【春江町】</p> <p>【球技場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用時間</th> </tr> <tr> <th>全面(2時間毎) 5時から19時まで</th> <th>19時から22時 ナイター設備含む</th> <th colspan="2">専用使用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>半日</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部球技場</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者が使用する場合は、上記金額の1.5倍に相当する額とする。</p>	区分	使用時間				全面(2時間毎) 5時から19時まで	19時から22時 ナイター設備含む	専用使用料					半日	全日	南部球技場	2,000円	3,000円	4,000円	8,000円	<p>●江留上公園グラウンド【春江町】</p> <p>【公園グラウンド施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>(照明無) 500円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有) 2,800円/1.5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	グラウンド	(照明無) 500円/h	(照明有) 2,800円/1.5h																																										
区分	使用時間																																																																			
	全面(2時間毎) 5時から19時まで	19時から22時 ナイター設備含む	専用使用料																																																																	
			半日	全日																																																																
南部球技場	2,000円	3,000円	4,000円	8,000円																																																																
区分	使用料																																																																			
グラウンド	(照明無) 500円/h																																																																			
	(照明有) 2,800円/1.5h																																																																			

区分	合併前	合併後																																																											
(屋内球技場)	<p>●多目的屋内スポーツセンター【丸岡町】</p> <p>【多目的スポーツセンター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td colspan="4">1時間につき2,000</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td colspan="4">1時間につき1,000</td> </tr> <tr> <td>1/4面</td> <td colspan="4">1時間につき500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>8:30～12:00</td> <td>12:00～17:00</td> <td>17:00～21:30</td> <td>8:30～21:30</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td colspan="4">1人1回につき100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料				全面	1時間につき2,000				半面	1時間につき1,000				1/4面	1時間につき500				会議室	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30	500	800	1,000	1,500	シャワー室	1人1回につき100				<p>●丸岡運動公園多目的屋内球技場【丸岡町】</p> <p>【運動公園多目的屋内球技場】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">オムニコート</td> <td rowspan="2">全面</td> <td>(照明無)</td> <td>1,600 円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有)</td> <td>2,000 円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半面</td> <td>(照明無)</td> <td>800 円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有)</td> <td>1,000 円/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1/4面</td> <td>(照明無)</td> <td>400 円/h</td> </tr> <tr> <td>(照明有)</td> <td>500 円/h</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室</td> <td>100 円/h</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1人</td> <td>100 円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		使用料	オムニコート	全面	(照明無)	1,600 円/h	(照明有)	2,000 円/h	半面	(照明無)	800 円/h	(照明有)	1,000 円/h	1/4面	(照明無)	400 円/h	(照明有)	500 円/h	会議室		100 円/h	シャワー室	1人	100 円/回
区分	使用料																																																												
全面	1時間につき2,000																																																												
半面	1時間につき1,000																																																												
1/4面	1時間につき500																																																												
会議室	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	8:30～21:30																																																									
	500	800	1,000	1,500																																																									
シャワー室	1人1回につき100																																																												
区分		使用料																																																											
オムニコート	全面	(照明無)	1,600 円/h																																																										
		(照明有)	2,000 円/h																																																										
	半面	(照明無)	800 円/h																																																										
		(照明有)	1,000 円/h																																																										
	1/4面	(照明無)	400 円/h																																																										
		(照明有)	500 円/h																																																										
会議室		100 円/h																																																											
シャワー室	1人	100 円/回																																																											
	<p>●屋内球技練習場【丸岡町】</p> <p>【屋内球技練習場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内球技練習場</td> <td>1回(2時間) 200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者（町民または丸岡町内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	屋内球技練習場	1回(2時間) 200	<p>●丸岡屋内球技練習場【丸岡町】</p> <p>【屋内球技練習場施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内球技練習場</td> <td>100 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	屋内球技練習場	100 円/h																																																			
区分	使用料																																																												
屋内球技練習場	1回(2時間) 200																																																												
区分	使用料																																																												
屋内球技練習場	100 円/h																																																												
(プール)	<p>●三国運動公園室内温水プール【三国町】</p> <p>【屋内温水プール施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1回</th> <th>回数券(11回)</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人用</td> <td>中学生以下</td> <td>100</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>中学生以下</td> <td>1回につき 80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1回につき 160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用使用の場合</td> <td colspan="2">25メートルプール 1コース 1回(2時間)につき</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 専用使用については、状況により許可しないことがある。 2 団体使用は、30人以上とする。</p>	区分	1回	回数券(11回)	月額	個人用	中学生以下	100	1,000	一般	200	2,000	団体	中学生以下	1回につき 80		一般	1回につき 160		専用使用の場合	25メートルプール 1コース 1回(2時間)につき		3,000	<p>●三国運動公園室内温水プール【三国町】</p> <p>【室内温水プール施設】</p> <p>合併前と同じ</p>																																					
区分	1回	回数券(11回)	月額																																																										
個人用	中学生以下	100	1,000																																																										
	一般	200	2,000																																																										
団体	中学生以下	1回につき 80																																																											
	一般	1回につき 160																																																											
専用使用の場合	25メートルプール 1コース 1回(2時間)につき		3,000																																																										
	<p>●春江町営水泳プール【春江町】</p> <p>【プール施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>個人1回(中学生以下)</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>個人1回(高校生以上)</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>ロッカー</td> <td>個人1回</td> <td>10 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者のプール使用料は上記料金の5割増とする。</p>	区分	使用料	プール	個人1回(中学生以下)	100 円	個人1回(高校生以上)	200 円	ロッカー	個人1回	10 円	<p>●春江水泳プール【春江町】</p> <p>【プール施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>大人(高校生以上)</td> <td>200 円/回</td> </tr> <tr> <td>子供(中学生以下)</td> <td>100 円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者（市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者）が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	プール	大人(高校生以上)	200 円/回	子供(中学生以下)	100 円/回																																										
区分	使用料																																																												
プール	個人1回(中学生以下)	100 円																																																											
	個人1回(高校生以上)	200 円																																																											
ロッカー	個人1回	10 円																																																											
区分	使用料																																																												
プール	大人(高校生以上)	200 円/回																																																											
	子供(中学生以下)	100 円/回																																																											

区分	合併前	合併後																																							
(プール) つづき	<p>●まるおカスポーツランド B&amp;G 海洋センター【丸岡町】</p> <p>【B&amp;G海洋センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">個人使用料</th> <th rowspan="2">団体使用料</th> </tr> <tr> <th>1回</th> <th>回数券(11回)</th> <th>定期券(1月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>200</td> <td>2,000</td> <td>2,400</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300</td> <td>3,000</td> <td>3,600</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体使用は、20人以上とする。 2 町外居住者(町内勤務者は除く。)が使用する場合は、使用料の5割を加算する。</p>	区分	個人使用料			団体使用料	1回	回数券(11回)	定期券(1月)	中学生以下	100	1,000	1,200	80	高校生	200	2,000	2,400	160	一般	300	3,000	3,600	240	<p>●丸岡 B&amp;G 海洋センター【丸岡町】</p> <p>【B&amp;G 海洋センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入会金</th> <th>月会費</th> <th>年会費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員</td> <td>5,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>法人会員</td> <td>150,000 円</td> <td>—</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td colspan="3">中学生以下 500 円 その他 800 円</td> </tr> </tbody> </table>		入会金	月会費	年会費	会員	5,000 円	5,000 円	50,000 円	法人会員	150,000 円	—	150,000 円	一般	中学生以下 500 円 その他 800 円		
	区分		個人使用料				団体使用料																																		
1回		回数券(11回)	定期券(1月)																																						
中学生以下	100	1,000	1,200	80																																					
高校生	200	2,000	2,400	160																																					
一般	300	3,000	3,600	240																																					
	入会金	月会費	年会費																																						
会員	5,000 円	5,000 円	50,000 円																																						
法人会員	150,000 円	—	150,000 円																																						
一般	中学生以下 500 円 その他 800 円																																								
	<p>●B&amp;G 海洋センター【春江町】</p> <p>【B&amp;G 海洋センター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>個人1回(中学生以下)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>個人1回(高校生以上)</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ロッカー</td> <td>個人1人</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外者の使用料は上記の料金の5割増とする。(ロッカー使用料は含まない。)</p>	区分	使用料	プール	個人1回(中学生以下)	100	個人1回(高校生以上)	200	ロッカー	個人1人	10	<p>●春江 B&amp;G 海洋センター【春江町】</p> <p>【B&amp;G 海洋センター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>大人(高校生以上)</td> <td>200 円/回</td> </tr> <tr> <td>子供(中学生以下)</td> <td>100 円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	プール	大人(高校生以上)	200 円/回	子供(中学生以下)	100 円/回																						
区分	使用料																																								
プール	個人1回(中学生以下)	100																																							
	個人1回(高校生以上)	200																																							
ロッカー	個人1人	10																																							
区分	使用料																																								
プール	大人(高校生以上)	200 円/回																																							
	子供(中学生以下)	100 円/回																																							
(武道場)	<p>●丸岡町武道館【丸岡町】</p> <p>【武道館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="4">団体使用料</th> <th rowspan="2">個人使用</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>柔道場</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,100</td> <td>中学校以下1人1回10円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>剣道場</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,100</td> <td>高校生以上1人1回50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 10人以上のグループを団体として扱う。 2 町外居住者が使用をするときは、使用料の5割を加算する。 3 個人使用の1回とは、団体使用の各時間区分によりそれぞれ1回とする。 4 冬期間(11月~3月)は21:00までとする。</p>	階別	室名	団体使用料				個人使用	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	全日	1	柔道場	500	800	800	2,100	中学校以下1人1回10円	2	剣道場	500	800	800	2,100	高校生以上1人1回50円	<p>●丸岡武道館【丸岡町】</p> <p>【武道館施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>柔道場</td> <td>1面</td> <td>300 円/h</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>剣道場</td> <td>1面</td> <td>300 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	階別	室名	単位	使用料	1階	柔道場	1面	300 円/h	2階	剣道場	1面	300 円/h		
	階別			室名	団体使用料				個人使用																																
9:00~12:00		12:00~17:00	17:00~21:30		全日																																				
1	柔道場	500	800	800	2,100	中学校以下1人1回10円																																			
2	剣道場	500	800	800	2,100	高校生以上1人1回50円																																			
階別	室名	単位	使用料																																						
				1階	柔道場	1面	300 円/h																																		
2階	剣道場	1面	300 円/h																																						
	<p>●春江町武道館【春江町】</p>	<p>●春江武道館【春江町】</p> <p>【武道館施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔剣道場</td> <td>1面</td> <td>300 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	柔剣道場	1面	300 円/h																																		
区分	使用料																																								
柔剣道場	1面	300 円/h																																							
	<p>●坂井町武道館【坂井町】</p> <p>【武道館施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前半日</th> <th>午後半日</th> <th>夜間</th> <th>終日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下一人</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>高校生以上一人</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 町外者(町民及び町内に勤務する者を除く。)が使用する場合は上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料				午前半日	午後半日	夜間	終日	中学生以下一人	100	100	150	300	高校生以上一人	150	150	200	500	<p>●坂井武道館【坂井町】</p> <p>【武道館施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武道館</td> <td>1面</td> <td>300 円/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	武道館	1面	300 円/h															
区分	使用料																																								
	午前半日	午後半日	夜間	終日																																					
中学生以下一人	100	100	150	300																																					
高校生以上一人	150	150	200	500																																					
区分	使用料																																								
武道館	1面	300 円/h																																							

区分	合併前	合併後																																																						
(キャンプ施設)	<p>●三国町海浜自然公園【三国町】 【三国町海浜自然公園施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="3">利用時間及び使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海浜公園センター</td> <td>9:00~13:00</td> <td>13:00~16:30</td> <td>9:00~16:30</td> </tr> <tr> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td colspan="3">1日当たり 1人 (炊事場のみ使用の場合 1人)</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー施設</td> <td colspan="3">1炉当たり 2,000</td> </tr> <tr> <td>自然学習センター (スノーケリング施設のみ)</td> <td colspan="3">1回当たり 1人 2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>●丸岡町たけくらべ広場【丸岡町】 【たけくらべ広場施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テント持込</td> <td>1張1泊</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1張1泊</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>炊事用具</td> <td>1組1回</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間及び使用料			海浜公園センター	9:00~13:00	13:00~16:30	9:00~16:30	3,000	3,000	6,000	キャンプ場	1日当たり 1人 (炊事場のみ使用の場合 1人)			バーベキュー施設	1炉当たり 2,000			自然学習センター (スノーケリング施設のみ)	1回当たり 1人 2,000			区分	単位	使用料	テント持込	1張1泊	500	テント	1張1泊	1,000	炊事用具	1組1回	500	<p>●海浜自然公園【三国町】 【海浜自然公園施設】</p> <p>合併前と同じ</p> <p>●丸岡たけくらべ広場【丸岡町】 【たけくらべ】</p> <p>合併前と同じ</p>																			
施設名	利用時間及び使用料																																																							
海浜公園センター	9:00~13:00	13:00~16:30	9:00~16:30																																																					
	3,000	3,000	6,000																																																					
キャンプ場	1日当たり 1人 (炊事場のみ使用の場合 1人)																																																							
バーベキュー施設	1炉当たり 2,000																																																							
自然学習センター (スノーケリング施設のみ)	1回当たり 1人 2,000																																																							
区分	単位	使用料																																																						
テント持込	1張1泊	500																																																						
テント	1張1泊	1,000																																																						
炊事用具	1組1回	500																																																						
(フィット施設)	<p>●まるおカスポーツランドフィットネスセンター【丸岡町】 【フィットネスセンター施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th>一時使用料</th> <th>回数券料</th> <th>定期使用料</th> <th>定期使用料</th> <th>定期使用料</th> </tr> <tr> <th>1人1回</th> <th>1人6回</th> <th>1人1月</th> <th>1人1年</th> <th>1社1年1口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>フィットネスセンター</td> <td>600</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>40,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>プールセット</td> <td>800</td> <td>4,000</td> <td>5,600</td> <td>56,000</td> <td>168,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生</td> <td>フィットネスセンター</td> <td>500</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プールセット</td> <td>600</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>40,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 初めて利用する場合、登録診断料500円を徴収する。(教室含む。) 2 団体使用(10人以上)は、一時使用料のみ2割減額する。 3 町外居住者(町内勤務者は除く。)が使用するとき、使用料の2割を加算する。</p>	区分		一時使用料	回数券料	定期使用料	定期使用料	定期使用料	1人1回	1人6回	1人1月	1人1年	1社1年1口	一般	フィットネスセンター	600	3,000	4,000	40,000	120,000	プールセット	800	4,000	5,600	56,000	168,000	高校生	フィットネスセンター	500	2,500	3,000	30,000		プールセット	600	3,000	4,000	40,000		<p>●丸岡フィットネスセンター【丸岡町】 【フィットネスセンター施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入会金</th> <th>月会費</th> <th>年会費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>法人会員</td> <td>150,000円</td> <td>—</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td colspan="3">800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 上記一般については、1人1回の利用料とする。</p>		入会金	月会費	年会費	会員	5,000円	6,000円	60,000円	法人会員	150,000円	—	150,000円	一般	800円		
区分				一時使用料	回数券料	定期使用料	定期使用料	定期使用料																																																
		1人1回	1人6回	1人1月	1人1年	1社1年1口																																																		
一般	フィットネスセンター	600	3,000	4,000	40,000	120,000																																																		
	プールセット	800	4,000	5,600	56,000	168,000																																																		
高校生	フィットネスセンター	500	2,500	3,000	30,000																																																			
	プールセット	600	3,000	4,000	40,000																																																			
	入会金	月会費	年会費																																																					
会員	5,000円	6,000円	60,000円																																																					
法人会員	150,000円	—	150,000円																																																					
一般	800円																																																							
(艇庫施設)	<p>●艇庫【三国町】 【艇庫】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨット</td> <td>1艇1日につき 50</td> </tr> <tr> <td>ボードセーリング</td> <td>1艇1日につき 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外居住者(町内に勤務する者を除く。)の使用については、金額の5割増に相当する額とする。</p>	区分	使用料	ヨット	1艇1日につき 50	ボードセーリング	1艇1日につき 20	<p>●三国艇庫【三国町】 【艇庫施設】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヨット</td> <td>1艇1日につき 50</td> </tr> <tr> <td>ボードセーリング</td> <td>1艇1日につき 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市外者(市内在住又は、坂井市内に勤務する者以外の者)が使用する場合は、上記金額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料	ヨット	1艇1日につき 50	ボードセーリング	1艇1日につき 20																																										
区分	使用料																																																							
ヨット	1艇1日につき 50																																																							
ボードセーリング	1艇1日につき 20																																																							
区分	使用料																																																							
ヨット	1艇1日につき 50																																																							
ボードセーリング	1艇1日につき 20																																																							
庁舎	<p>●役場庁舎【春江町】 【役場庁舎使用料】 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1室当り</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	1室当り	200	300	500	800	<p>●坂井市役所春江庁舎【春江町】 廃止</p>																																												
区分	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日																																																				
1室当り	200	300	500	800																																																				

区分	合併前		合併後			
駐車場	● 駐車場【三国町】		● 駐車場【三国町】			
		使用料	備考	使用料	備考	
	三国海水浴場駐車場 (夏季限定)	大型 1 台 1,000 円 小型 1 台 500 円	(500 台) 小型・・・普通・小型・軽自動車 7月第3土曜日頃から約1ヶ月間	三国サンセットビーチ駐車場 (夏季限定)	合併前と同じ	
	東尋坊駐車場	大型 1 台 1,000 円 小型 1 台 500 円	(大型 19 台・小型 150 台) 小型・・・普通・小型・軽自動車 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	東尋坊駐車場	合併前と同じ	
	三国駅南駐車場	40 分以内無料、以後 60 分毎に 100 円	(10 台)・パーキングメーター器	三国駅南駐車場	合併前と同じ	
	三国駅前駐車場	40 分以内無料、以後 60 分毎に 100 円	(24 台)・パーキングメーター器 (22 台)・有人	三国駅前駐車場	合併前と同じ	
	桜谷駐車場	無料		桜谷駐車場	合併前と同じ	
	山上西駐車場	無料		山上西駐車場	合併前と同じ	
	三国港駅前駐車場	無料		三国港駅前駐車場	合併前と同じ	
	えっせる坂駐車場	無料		えっせる坂駐車場	合併前と同じ	
新保駐車場	無料		新保駐車場	合併前と同じ		
荒磯ふれあい公園駐車場	無料		荒磯ふれあい公園駐車場	合併前と同じ		
※貸付(月極駐車場)できると判断される無料駐車場は、有料化していく						
	● 駐車場【丸岡町】		● 駐車場【丸岡町】			
	使用料	備考	使用料	備考		
まちかど公園駐車場	最初の 30 分無料。午前 6 時から午後 8 時まで 2 時間ごとに 100 円、午後 8 時から午前 6 時まで 4 時間ごとに 100 円	(12 台)・パーキングメーター器	丸岡まちかど公園駐車場	合併前と同じ		
お天守前駐車場	最初の 30 分無料。午前 6 時から午後 8 時まで 2 時間ごとに 100 円、午後 8 時から午前 6 時まで 4 時間ごとに 100 円	(12 台)・パーキングメーター器	お天守前駐車場	合併前と同じ		
	● 駐車場【坂井町】		● 駐車場【坂井町】			
	使用料	備考	使用料	備考		
丸岡駅長畑駐車場	1 回につき 100 円	(104 台) 普通・小型・軽自動車。 使用時間は午前零時から午後 12 時まで ・パーキングメーター器	JR 丸岡駅長畑駐車場	合併前と同じ		
丸岡駅南駐車場	1 台 2,000 円/月	(28 台) 普通・小型・軽自動車	JR 丸岡駅南駐車場	合併前と同じ		
丸岡駅西口駐車場	1 台 2,000 円/月	(53 台) 普通・小型・軽自動車	JR 丸岡駅西口駐車場	合併前と同じ		
	● 駐車場【坂井町】		● 駐車場【坂井町】			
	使用料	備考	使用料	備考		
集会場横駐車場	1 台 2,500 円/月	(45 台) 町営住宅入居者で 2 台以上車を所有するもの	集会場横駐車場	合併前と同じ		

協議第54号

国民健康保健事業の取扱いについて

国民健康保健事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年 9 月22日 提出

坂井郡四町合併協議会

会 長 坂 本 憲 男

協議事項

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いで確認されている以外のものについては、次のとおりとする。

1. 国民健康保険税の税率については、次のとおりとする。

	医療分	介護分
所得割	6.8%	1.0%
資産割	38.0%	2.00%
均等割	21,600 円	8,400 円
平等割	20,400 円	6,000 円
賦課限度額	530,000 円	80,000 円

2. 人間ドック助成事業については、次のとおりとする。

(1) 対象者は国民健康保険加入者とし、年齢制限等は設けないこととする。

(2) 対象健診機関(医療機関)については、三国町、春江町、坂井町の契約機関に加え、坂井地区医師会加盟医療機関から実施機関を募り、対象健診機関(医療機関)ごとに単価契約を締結する。

(3) 助成額については、助成率を7割とし、ドック項目別に上限額を設ける。

ドック項目	助成基準額	助成上限額	備考
1日ドック	43,050 円	30,135 円	助成額は、契約額の70% (ただし、契約額が基準額を上回る場合は、その額については個人負担)
2日ドック	43,050 円	30,135 円	
脳ドック	31,500 円	22,050 円	
PET 検診	84,000 円	58,800 円	
併用(1日+脳)	73,500 円	51,450 円	
併用(2日+脳)	73,500 円	51,450 円	

調整の内容



【総括資料】

1. 国民健康保険税の税率

	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	調整方針
医療分	所得割 5.4%	所得割 5.4%	所得割 5.5%	所得割 5.5%	所得割 6.8%
	資産割 55.0%	資産割 50.0%	資産割 53.0%	資産割 55.0%	資産割 38.0%
	均等割 20,400円	均等割 21,600円	均等割 21,600円	均等割 20,000円	均等割 21,600円
	平等割 22,800円	平等割 24,000円	平等割 27,600円	平等割 21,000円	平等割 20,400円
	賦課限度額 530,000円	賦課限度額 530,000円	賦課限度額 530,000円	賦課限度額 530,000円	賦課限度額 530,000円
介護分	所得割 0.7%	所得割 0.8%	所得割 0.7%	所得割 0.7%	所得割 1.0%
	資産割 2.0%	資産割 3.0%	資産割 3.0%	資産割 3.0%	資産割 2.00%
	均等割 7,200円	均等割 7,200円	均等割 7,200円	均等割 7,200円	均等割 8,400円
	平等割 4,800円	平等割 4,800円	平等割 4,800円	平等割 4,800円	平等割 6,000円
	賦課限度額 80,000円	賦課限度額 80,000円	賦課限度額 80,000円	賦課限度額 80,000円	賦課限度額 80,000円

2. 人間ドック助成事業

	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	調整方針														
対象者	国民健康保険加入者 (40歳以上)	国民健康保険加入者 (20歳以上) 節目対象者の受診 (50、55、60歳到達者)	国民健康保険加入者 (年齢制限なし)	国民健康保険加入者 (20歳以上69歳以下)	国民健康保険加入者 (年齢制限なし)														
助成方法	脳ドック 20,000円	の場合 人間ドック 15,500～30,700円 脳ドック 17,000円 の場合 費用の2/3(32,000円上限)	契約額の概ね70%以内 1日ドック21,000～36,250円 2日ドック28,000～36,250円 脳ドック17,000～34,250円 PET検診 ～59,000円 併用(1日+脳) 32,000～56,850円 併用(2日+脳) 32,000～56,480円	人間ドック 22,500円 脳ドック 21,000円 PET検診 40,000円	契約額の70%以内 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ドック項目</th> <th>上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日ドック</td> <td>30,135</td> </tr> <tr> <td>2日ドック</td> <td>30,135</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>22,050</td> </tr> <tr> <td>PET検診</td> <td>58,800</td> </tr> <tr> <td>併用(1日+脳)</td> <td>51,450</td> </tr> <tr> <td>併用(2日+脳)</td> <td>51,450</td> </tr> </tbody> </table>	ドック項目	上限額(円)	1日ドック	30,135	2日ドック	30,135	脳ドック	22,050	PET検診	58,800	併用(1日+脳)	51,450	併用(2日+脳)	51,450
ドック項目	上限額(円)																		
1日ドック	30,135																		
2日ドック	30,135																		
脳ドック	22,050																		
PET検診	58,800																		
併用(1日+脳)	51,450																		
併用(2日+脳)	51,450																		
実施医療機関	三国病院	の場合 町内の医療機関 の場合 町外の医療機関	春江病院 福井総合病院 福井県済生会病院 福井県労働衛生センター 福井赤十字病院 福井心臓血管センター 福井県立病院	福井総合病院 福井県済生会病院	三国病院 春江病院 福井総合病院 福井県済生会病院 福井県労働衛生センター 福井赤十字病院 福井心臓血管センター 福井県立病院 その他実施機関を募る														

協議第55号

地域自治区について

地域自治区に関する小委員会の設置について、別紙のとおり提案する。

平成17年 9 月22日 提出

坂井郡四町合併協議会  
会 長 坂 本 憲 男

## 地域自治区に関する小委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂井郡四町合併協議会小委員会規程(以下「規程」という)に基づき、地域自治区に関する小委員会(以下「小委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議するものとする。

- (1) 市民との協働によるまちづくり機能について
- (2) 地域自治区で進められる特色ある施策について
- (3) 区長の権限について
- (4) 地域自治区の予算配分について
- (5) その他地域自治区に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、別表に掲げる各町の代表3名の委員をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査又は審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規程第9条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、協議会での確認日から施行する。

別表：地域自治区に関する小委員会 委員

職 名 等	氏 名

【参考資料】

地域自治区の今後の進め方について

<p>9月22日 第18回 合併協議会</p>	<p>小委員会の設置</p>	<p>委員会の構成（各町3名） 町長 1名 合併協議会（学識経験者） 1名 合併協議会（議会議員） 1名</p>
<p>9月下旬 ～ 12月中旬</p>	<p>小委員会での検討</p>	<p>坂井市型地域自治区（案）の検討 ・市民との協働によるまちづくり ・地域自治区で進められる特色ある施策 ・区長の権限 ・地域自治区の予算配分 等 その他検討事項 ・フォーラム（講演会）の開催 ・地域自治区の事例調査 ・先進地視察（予定） 坂井市型地域自治区（案）の策定</p>
	<p>地域づくり フォーラムの開催</p>	<p>町民対象</p>
	<p>合併協議会・ 各町議会等 での検討</p>	<p>坂井市型地域自治区（案）の検討</p>
<p>12月22日 第21回 合併協議会</p>	<p>合併協議会で 協議・決定</p>	